

第四十三回国会 文教委員會議録 第四号

昭和三十八年二月二十二日(金曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

文化財保護に関する小委員

上村千一郎君 坂田 道太君
田川 誠一君 中村庸一郎君
濱野 清吾君 小林 信一君
高津 正道君 三木 喜夫君
山中 吾郎君

文化財保護に関する小委員長

中村 庸一郎君

昭和三十八年二月二十二日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君
理事 小林 信一君 理事 村山 喜一君
理事 山中 吾郎君

田川 誠一君 中村庸一郎君

濱野 清吾君 松永 東君

松山千恵子君 南 好雄君

米田 吉盛君 杉山元治郎君

谷口壽太郎君

出席國務大臣

文部 大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部事務官 蒲生 芳郎君
(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君
(初等中等局長)

文部事務官 小林 行雄君
(大学学術局長)

文部事務官 齋藤 正君
(社会教育局長)

文部事務官 前田 充明君
(体育局長)

文部事務官 天城 勳君
(調査局長)

文部事務官 杉江 清君
(管理局長)

委員外の出席者 専門員 丸山 稱君

二月十八日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として植木庚子郎君、高田富之君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員植木庚子郎君、淡谷悠藏君及び高田富之君辞任につき、その補欠として田川誠一君、柳田秀一君及び前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び高田富之君辞任につき、その補欠として柳田秀一君及び前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、横路節雄君及び渡辺惣蔵君辞任につき、その補欠として田川誠一君、柳田秀一君及び前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君及び高田富之君辞任につき、その補欠として柳田秀一君及び前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、渡辺惣蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、渡辺惣蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、渡辺惣蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、渡辺惣蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君、山花秀雄君及び横路節雄君辞任につき、その補欠として松山千恵子君、前田榮之助君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田川誠一君、前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松野頼三君、渡辺惣蔵君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

る請願(小川半次君紹介)(第一二二七号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(小川半次君紹介)(第一二二九号)

高等学校生徒急増対策等に関する請願(小川半次君紹介)(第一二二九号)

特殊教育及びへき地教育に勤務する教職員の処遇改善に関する請願(小川半次君紹介)(第一二二九号)

武道会館建設促進に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第一二四八号)

高等学校増設等に関する請願(松井誠君紹介)(第一二四九号)

高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願外二件(河野正君紹介)(第一二五〇号)

同(阪上安太郎君紹介)(第一二五一号)

同外一件(黒田壽男君紹介)(第一二五二号)

同外三件(田邊誠君紹介)(第一二五三号)

同外一件(多賀谷眞稔君紹介)(第一二五四号)

同(辻原弘市君紹介)(第一二五五号)

同外一件(中澤茂一君紹介)(第一二五六号)

同(堀昌雄君紹介)(第一二五七号)

同(松井誠君紹介)(第一二五八号)

同(村山喜一君紹介)(第一二五九号)

同(秋田大助君紹介)(第一二七五号)

同(足立篤郎君紹介)(第一二七六号)

同(白井莊一君紹介)(第一二七七号)

同(小川半次君紹介)(第一二七八号)

同(大村清一君紹介)(第一二七九号)

同(金子岩三君紹介)(第一二八〇号)

同(飯谷忠男君紹介)(第一二八一号)

同(倉成正君紹介)(第一二八二号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第一二八三号)

同(櫻内義雄君紹介)(第一二八四号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一二八五号)

同(田中伊三次君紹介)(第一二八六号)

同(田中龍夫君紹介)(第一二八七号)

同(高橋英吉君紹介)(第一二八八号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一二八九号)

同(永田亮一君紹介)(第一二九〇号)

同(長谷川峻君紹介)(第一二九一号)

同(濱野清吾君紹介)(第一二九二号)

同(古川文吉君紹介)(第一二九三号)

同(南好雄君紹介)(第一二九四号)

同(太田一夫君紹介)(第一二九五号)

同(小松幹君紹介)(第一二九六号)

同(辻原弘市君紹介)(第一二九七号)

同(中澤茂一君紹介)(第一二九八号)

同(西村力弥君紹介)(第一二九九号)

同(松井誠君紹介)(第一三〇〇号)

同(村山喜一君紹介)(第一三〇一号)

同(八木一男君紹介)(第一三〇二号)

同(渡辺惣蔵君紹介)(第一三〇三号)

同(渡辺惣蔵君紹介)(第一三〇四号)

同(渡辺惣蔵君紹介)(第一三〇五号)

同(渡辺惣蔵君紹介)(第一三〇六号)

本日の會議に付した案件
小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任の件

日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)
文教行政の基本施策に関する件

○床次委員長 これより会議を開きます。

この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

理事各位と御協議の結果、小委員九名よりなる文化財保護に関する小委員会を設置したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、先例によりまして委員長より指名したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○床次委員長 御異議なしと認め、小委員に

- 上村千一郎君 坂田 道太君
 - 田川 誠一君 中村庸一郎君
 - 濱野 清吾君 小林 信一君
 - 高津 正道君 三木 喜夫君
 - 山中 吾郎君
- 以上九名の方を指名いたします。
- なお、小委員長には中村庸一郎君を指名いたします。

次に、委員の異動等に伴う小委員の補欠選任並びに参考人より意見を聴取する必要が生じた場合には、その期日、人選、その他所要の手續につき

ましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○床次委員長 次に、文教行政に関し調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私は、池田内閣のいわゆる人づくりの基本的な考え方、これがまだ不明確でありますので、一般の国民はこれについての不安を持っておるのではないかと思いますから、一問一答によって明確にして、文教行政の安定を国会を通じてほしいと思うので、質問をいたしたいことと、最近の高等学校あるいは大学の入試に関連をして、文教政策の暗い面が非常に突出しておると思っておりますので、そういうものを通じて、荒木文政のどこか何かの欠陥があるんじゃないかという感じがするので、そういう点についても疑点を明らかにしたいと思っております。

まず人づくりの基本問題でありますけれども、これは確かに一般の国民は、池田さんの人づくりの強調は歓迎しておるということも明らかであります。何か経済的な繁栄のあとに、日本の国民の精神面にどこか欠点がある、そういうふうな考えを持っておるときに、人づくりということをおっしゃる、そういうところに私は国民が共鳴をしておるということは確かに認めたいと思っております。しかしその人づくりの目ざす教育人間像、あるいは基本精神

というふうなものが明確になっていないので、これを明確にすること、これがやはり文部大臣の責任であると思うので、お聞きしたいと思っております。予算委員会その他の質問に対する答弁で荒木さんは、教育基本法の再検討を、個人として立法論としては考え

ておるといふことをしばしば言明をしておられます。しかし行政的には憲法と教育基本法を忠実に守っていくということについては、これも間違いなくそういう通り実行しておると言われておりますが、その点は間違いはございませんか。

○荒木国務大臣 お尋ねまでもなく、当然のことと存じております。

○山中(吾)委員 ところが、教育基本法の再検討というふうなことを、全国の教育長会議に文部大臣として訓辭ではないでしようが、演説の中に言われておられますが、それはどうですか。

○荒木国務大臣 会議のときの正規の発言以外に、私の考え方を、就任直後であったと記憶しますが、述べたことはあります。その後一兩回同じことを言ったこともありましたが、国会におけるお尋ねに對しては、山中さん冒頭に言われましたような趣旨でお答えしたことも数回ございまして。

○山中(吾)委員 全国の教育長協議会の席上で、文部大臣として臨席をして、そうして教育基本法の再検討の要があるということをおっしゃる、単純な立法論ではないかと思っております。行政指導じゃないですか。あなたのおっしゃることは言行不一致だと思っております。その点もう一度御意見を伺っておきたいと思っております。

いましようとも、国会におきましても立法論の立場でいかなる考えを持っておるかということをおっしゃること自体は、私は悪いことじゃないと思っております。教育長協議会で所見を申し述べましたからといって、私の発言が即法律の改正じゃないわけですから、問題としてはそういう課題がある、憲法だつて問題とすべき課題があるがゆえに、毎度申し上げておりますが、国会の審議を経た法律によって調査会ができて、現に調査審議中である、調査審議中であるということそのことは憲法そのものがどうなるということとは全然別個の問題でありますから、それと同じ意味合いにおいて立法論の立場において問題の所在に関する私の所見を述べるといふことそのことは悪いことではない、ある意味において問題ありとするならば、私はいかなる点が問題であらうかということをお尋ねする、教育委員等とともに考えていくという意味においていいことだと思っております。

○山中(吾)委員 それは詭弁でしやう。いいことだというふうなことは、私は文部大臣としてはぜひぶん大胆に敵な御答弁だと思っております。全国の教育長協議会ですよ。年に一回これを開いて、そこで文部大臣の行政方針を述べるところじゃないですか、立法論をどこで述べてもいいとお考えです。それをお尋ねする、教育基本法にのつとて忠実に地方の教育行政をやるといふ責任者の会議で文部大臣が訓辭を述べるといふ姿の中で、そういうことをおっしゃるということ、これは立法論じゃないですよ。ある雑誌に荒木さんが論文と

して、教育基本法の再検討については考えるというふうな、いつもあなたのおっしゃる持論として、どうも日本的な色彩、ニュアンスがないかというところをお書きになるのはいいと思っております。現在の教育基本法を忠実に守るうとする、また守らなければならぬ責任を持っておるあの教育行政の担当者としての正式の会議に、しかも教育行政の最高の責任者である荒木文部大臣が、文部大臣としての訓辭に近い演説の中で話をするということ、私は立法論ではないと思つて、行政指導じゃないですか。今のような暴論は私は認めないわけにいかぬと思つておられるのですか。

○荒木国務大臣 ほんとうにそう思つておられます。教育基本法だから特にセンシショナルに當時も扱われたと思つておられますが、かりにこれが学校教育法その他教育関係の諸法律について、委員長といえども、教育委員長といえども、学校の先生といえども、現行法でいいだろつか、これをどうするならばもっとよくなるだろかという立法論的な建設的な意見はだれしも持つておるだらうと思つておられます。従つて教育長協議会等において、たとえば学校教育法についてもっと改善すべき点があったらどう思つておられるかという話題を提示して話をしますことは私は悪いことじゃないと思つておられます。いかなる場合といえども、常に立法論的な立場で現状認識の上で立つて将来に向かつてよりよくしたいという意欲、その努力というものは当然なべきことであつて、それを法律なら法律の改正という形として国会の御審議を経て国の意思が決定さ

れました後に、その立法論が現実化した後に、現実の問題として動いていくという事は、言わずして明らかでございまして、池田さんはこの結論によつてきまらざるべきものであつて、総理大臣としてそういう意見を述べるといふことはしなさい方が正しいし、答えるといふことは不適当と思つておられますが、荒木さんの場合はどこへいつても改正すべきであるなんぞという事を言つてもいいと公言されておられると思われけれども、私はその点は池田さんの方が正しいと思つて、あなたもその態度は行政指導という面から言つて、非常に軽率な態度だと思つて、ことに憲法のもとに教育基本法ができておるわけですから、憲法改正の結論が出たあとに初めて教育基本法の再検討といふことを荒木さんが言つておられるのは、まだ憲法がいろいろの論議の中に慎重に慎重を重ねて結論も出していないのに、その憲法のもとに生まれてきておる教育基本法を先ばしつて荒木さんが公の席上でどこでも言いたいほうだいなことを言つておられるといふことは、憲法の立場からいつてもおかしい、こゝろ思います。少なくとも憲法改正の結論が出たあとにおつしやるならまだわかる。今憲法をどうするかといふことを論議しているときじゃないですか。それを先ばしつて教育基本法は再検討すべきであり、私はどうだ、こゝろだと批判をするといふことはおかしいと私は思つておる。その点はいかがですか。

○山中(吾)委員 私の言うのは、教育長協議会が研究会という場面に入つて、そして文部大臣がそういう話をされるならばそれはわかるのです。全国教育長協議会の一審劈頭に、文部大臣の訓辭的な意味を持つておるそういうときに、教育基本法を軽視するようないふことをおつしやるのは、単純な立法論だといふようにお考えになる、また荒木さんは行政指導の面でも、教育基本法を軽視する方向に持つていきたいといふことだ、どんなことを言つてもいいといふふうなことをおつしやるので、私は非常に不愉快と思つておるのです。そういうことは不愉快な事ではないですか。あなたが全国教育長協議会で言われたといふことは、それは教育基本法を軽視する方向に持つておることをおつしやることは、私は憤むべきだと思つておるのです。

さらに少し深めて考えますと、憲法の場合には憲法調査会をつくつて、そして政府の弁明によれば、改正するかしないかといふことをきめる調査会であり、憲法改正を前提とする調査会でないといふ、そういう慎重な弁明のものに憲

法調査会ができておるわけですから、その改正するかどうかといふことについては、池田さんはこの結論によつてきまらざるべきものであつて、総理大臣としてそういう意見を述べるといふことはしなさい方が正しいし、答えるといふことは不適当と思つておられますが、荒木さんの場合はどこへいつても改正すべきであるなんぞという事を言つてもいいと公言されておられると思われけれども、私はその点は池田さんの方が正しいと思つて、あなたもその態度は行政指導という面から言つて、非常に軽率な態度だと思つて、ことに憲法のもとに教育基本法ができておるわけですから、憲法改正の結論が出たあとに初めて教育基本法の再検討といふことを荒木さんが言つておられるのは、まだ憲法がいろいろの論議の中に慎重に慎重を重ねて結論も出していないのに、その憲法のもとに生まれてきておる教育基本法を先ばしつて荒木さんが公の席上でどこでも言いたいほうだいなことを言つておられるといふことは、憲法の立場からいつてもおかしい、こゝろ思います。少なくとも憲法改正の結論が出たあとにおつしやるならまだわかる。今憲法をどうするかといふことを論議しているときじゃないですか。それを先ばしつて教育基本法は再検討すべきであり、私はどうだ、こゝろだと批判をするといふことはおかしいと私は思つておる。その点はいかがですか。

基本法は法律であります。前文に憲法の趣旨に基づいてと書いてあります。これはいかなる法律といふよりも憲法のうちにある意味においては重要な法だと思つておる。その意味においては現行の法律について一切批判も加えるべからず、立法論的に改善意見も述べべからずといふのがごとき御意見のように拝聴しますけれども、それは私はかえつて法律といふものを軽視する態度じゃないかと思つておる。法律、憲法を尊重すればするほど、常に国民の一人として、あるいは公務員の一人として、向きに国民のためによりよきものにするのはどうしたらいいか、また慎重審議して識者の意見を聞いて、よりよきものに仕立て上げる課題として残つておると考へるという意見を述べること、私は重要視するがゆゑの態度であつて、軽視するといふ態度じゃあつて、それを聞いた人が文部大臣がああ言うからすぐ改正されるのだ、改正されたのだなど思つてはならない。ともにも知恵を出し合つてよきものにしていこうといふ意欲を解明するといふことは、さつき申し上げましたように尊重するがゆゑの考へ方だと思つて、私は言つておるつもりであります。

○山中(吾)委員 私は詭弁だと思つておる。以上このことを論議しても荒木文部大臣は詭弁でおさめするつもりですか、聞くことはやめます。ただ、正式に全国教育長協議会に、荒木文部大臣が行政指導の目的を持った演説の中で、教育基本法を軽視するやうなことを言われることは、これは慎んでいただかなければならぬのだ。意見だけを申し述べておきます。

そこでそういうことは別にして、予算委員会においても、池田内閣の人づくりの基本的な精神は、立法論は別にして、憲法と教育基本法を忠実に守つてやるのだ、これが基本的精神だと答えておられますが、立法論は別、行政指導の基本的な精神として、憲法と教育基本法を忠実に守つていく、これが基本的な行政の方針だといふことについては間違ひありませんか。

○荒木文部大臣 その点は先刻も申し上げましたように、当然のことだと存じております。

○山中(吾)委員 それなら少し具体的に聞きますが、憲法を忠実に守るといふことについて確認をしたいと思います。憲法の第一条に国民に主権があると、天皇は国民の象徴であると同時に国民に主権があるといふことが強調されておる。これはおそろしく日本の歴史的な伝統の中に、天皇の地位といふものがある意味においては一つの妥協であり、あるいは調和だと思つておるのですが、大臣、このときに旧憲法から新憲法に移つたときの一審大きいわゆる国民主権制、君主主権制から国民主権制に移つたといふところに第一条の重要な意味があるのだ、国民に主権があるといふ国民主権意識を強調することが、この憲法下において憲法に忠実なる人づくりの基本方針として考えなければならぬ。国民主権意識を強調するといふ行政方針をおとりになつて参りましたか。これからとるということでご言明されませんか。

○荒木文部大臣 言明どころか御念に及ばない必然性を持った当然しごくのことと心得ておりました、今の御質問にお答へするやうな課題は念頭にないくらいに、空気のやうな当然のものと心得ております。

○山中(吾)委員 それで結局何もしていかないといふことになるのですか、空気のやうなものである……。大東亜戦争のあとに内乱によつてできた憲法でもない。大東亜戦争という改戦の中から国民主権制という一つの新しい民主的な本質が、国家の理想といふものが生まれてきたので、よほど強調して、具体的に国民主権意識を強調する教育方針と施策をとらなければ、私は憲法を尊重したと言えないと思つておる。そういう施策が具体的に現在文教政策のどこにあります。当然しごくでありまして水のごときものでございませぬとおつしやいますけれども、具体的に政策はどこにありますか。

○荒木文部大臣 私は毎度申し上げておりますが、これもまた当然のことでございます。憲法、教育基本法以下の法律に基づいて文教行政といふものは行なわれねばならない。お尋ねに答へるとすれば、憲法はもちろん教育基本法はもちろん、学校教育法その他もろもろの法律、直接、間接関連のありまする法律に基づいて行動すること、そのことが主権在民の憲法の趣旨に従つて行動しているゆゑなんだ。いまだかつて逸脱したことはないと思つておる。

○山中(吾)委員 逸脱したことがないといふ消極的なことでは文教政策にならないと僕は申し上げておるのです。主権が国民にあるといふ新憲法の精神を国民のいわゆる感覚として浸透せし

りにおいてはそういう懸念を持つのが当然だ、かように思いますから、私は、みずからの見識で、倫理綱領のあの沿革的なこともありましようけれども、十五、六年たった今日の状態に立脚して、教師の一人々の良識に従って検討されたらどうかというところの反省を求め、勧告するというところがあります。

○山中(吾)委員 最近のそういう全国の教師の法律にそむくような教育実践がもしありとすれば、一つ資料を出していただきたいと思います。これは話だけしておいてもわからないから、それをお願いしておきます。

それからの機会にもう少しこの問題を掘り下げるために、教育の中立性というのには、文部大臣はどういうこととお考えになっておられますか。

○荒木国務大臣 これこそ教育基本法第八条そのものが物語っておると心得ております。

○山中(吾)委員 教育の中立性ということとは、もつと具体的にでないとならぬと思うので、具体的に文教政策として、教育の中立性を強調されるのは、不当な支配になるというようなことだけではないに、そういう真実のような中立では政策にならぬと思うのです。従って現在の憲法と教育基本法にのつた教育、これなら中立性だ、あるいは憲法軽視だ、教育基本法軽視だ、そういう教育をするのは中立性ではない、あるいは暴力革命を意図したいわゆる意図的な革命教育は中立性ではない。それなら何だといえ、現行憲法、教育基本法を忠実に守って、いこう、その精神を忠実に守って、いこう、その精神を忠実に守って、いこうというのが中立性だ、こういうようにならない

いですか。

○荒木国務大臣 その通りだと思えます。私が日教組について言うことを再び言及することが許されるならば、さつきも申し上げましたように、教師に政治的中立性などあり得ようもないというがごとき認識に立った倫理綱領は、教育基本法にまともなぶつかるというところに懸念を持っておるのであります。抽象的におそれ入りますが、さつきも申し上げましたように、学校教育法にのつとり、教科書を通じて教育され、学習指導要領にのつとって教師が行動します限りにおいては、憲法及び教育基本法の趣旨にのつとって教育が行なわれるはずで、もしそれに疑いがあるゆえでありましようから、欠陥があるゆえで改正するということに将来に向かって改正するという課題は、むろんございませうけれども、私の感想を述べてどうだということによつて教師の中立性が保たれるものではない。制度そのものが全国的に公平に制度づけられて、その線に沿って歩くことが、主権者たる国民に対する限りにおいての、学校の場における政治的中立性であり、教師の中立性を保つゆえに、こう思います。

○山中(吾)委員 憲法と教育基本法を忠実に守り、その内容を実現して、いこう、そういう教育が中立性だ、そういう意味から日教組の倫理綱領はどうも中立性を破っている、こういう論理です。そういえば荒木文部大臣も、教育基本法再検討の要があるという、これを公の席上で大演説することは、中立性を破る危険性がありますよ。同じことではないですか。あなた自身が中立性の立場で批判をしているのじやな

くて、教育基本法を無視、軽視するよきな方向の意味において教育行政が偏向してはいないですか。そういう具体的な政策として、こういう問題を安定させなければいかぬと私は思っているのです。

そこで私、教育の中立性を持ってきたわけですが、教育の中立性ということとは、文部大臣の在職中は、憲法と教育基本法を忠実に守る方向にいつも強調されないと、中立性を要望しても権威がないと思うのですよ。だれも心服しないと思うのです。だからそういうことを文部大臣が職中に教育基本法を軽視するようなことを言うことをおやめにならなければいかぬか。教育の中立性を日本の教育界に確立するため、そういうことを言わない方がいいし、言うべきでないと思はうのです。いかがですか。

○荒木国務大臣 それは必ずしも私はお説に賛同しかねますことは先刻も申し上げましたが、日教組の倫理綱領批判と並べておっしゃいますから、そのことに関連して申せば、日教組の倫理綱領は十数名の学者に頼んで書いても、全然大体で組織の機関に於けて正式にきめておる。きめた以上は組合員たるもの、そのおきてに従わねばならないというものは当然のことでありませう。い

わば法律、憲法等にならざるやうな法として持つておる、定めおるというそのことが物語る行きつく先が、教育基本法第八条に違反するおそれありと懸念するがゆえに、反省を求めておる次第であります。

教育基本法を立法論的にもつとこうしたらよくもなるかということ、そのことは、日教組の倫理綱領で現に定めておるものに従って、教育の中立性を侵すなどということとは、およそ縁遠い話だと思ひます。憲法の改正を唱えれば憲法を無視して、軽視して、おる、教育基本法、学校教育法その他もろもろの文部省所管の法律を、立法論的に改善意見を述べれば、それ自身が現行法を軽視して教育の中立性、憲法、教育基本法の趣旨を逸脱するといふことと同じことだ、と御批判は当たらない。立法論は立法論、法治国日本において憲法以下の法令に従って行動するということは鉄則である、それとこれとは全然別個のこと、同時に存在し得ること、何ら相互にスポイルすることなしに行なわれることであり、行なうことはむしろ見方によればいいことだ、こう思うわけでありませう。

○山中(吾)委員 同じことですけれども、それなら倫理綱領の中に憲法を改正すべきだという方針を出したら、それはいいのですか。あなたは憲法、教育基本法の改正を何ほ言ってもそれはいいことだ、教育の中立性に反しない、それなら今度は新しく、日教組が倫理綱領にこの憲法を改正すべきである、この教育基本法を改正すべきである、というように載せれば、あなたは何こうだといつて賞賛をいたしまさか。それはあなたのおっしゃることは無理です。

○荒木国務大臣 載せることは自由であり、載せたからといって改正されるものではない。国会を通じて主権者たる国民の負託を受けた機関においてきめるのでなければ、そうならないわけ

です。書いたからといって弊害があるとか何とかいうことは私はないと思ひます。現に日教組といえども、教育基本法第一条の教育目的は、あれは抽象的だ、だめだ、もつと具体的に改めなければならぬ、ということ、もう十数年来言い続けておること、ありまして、そのことに関する限り、私は日教組と同意見であります。

○山中(吾)委員 それはよく覚えておいて下さい。大へんなことです。そうすると教育の中立性なんというものは大体基準がないのです。あなた現実に文教行政を実践的に担当する最高の責任者ですよ。そして憲法、教育基本法のもとに、日本の文政を進めていかなければならぬ人が、教員の団体が憲法を改めよ、教育基本法を改めるべきだ、憲法はこれではだめだ、こう言うのはかえっていい。そのときは文句は言わない、非常にけっこうなことだ、と今おっしゃったのですが、一体教育の中立性というのは何ですか。具体的な政策として教育の中立性をもう少し説明していただきたい。

○荒木国務大臣 たとえば日教組が、憲法は改正すべきである、あるいは教育基本法は改正すべきである、学校教育法には不備があり、改正すべきである、と言うことは、これは自由であり、弊害はないと思ひます。その意味で自由民衆が言ひましよう、と、文部大臣が言ひましよう、と、その限りにおいては同じことだ。憲法の保障する表現の自由の一端であると同時に、現状を見詰めたがらそれぞれ立場によつて改正内容が違ふかも知れませぬけれども、立法論的な意見を吐くことは何ら差つかえない、教育の中立性を現実に侵

すから、書いたからといって弊害があるとか何とかいうことは私はないと思ひます。現に日教組といえども、教育基本法第一条の教育目的は、あれは抽象的だ、だめだ、もつと具体的に改めなければならぬ、ということ、もう十数年来言い続けておること、ありまして、そのことに関する限り、私は日教組と同意見であります。

すかいなかは、現に日教組みずからのものとして倫理綱領を定め、定めた以上は組合員たるものは、その線に従って集団に忠誠を尽くすことは、これは当然のことでありますから、その定められたものによって現実行動が要請されるという関係に立つ意味において、中立を侵す具体的おそれありということ、憲法を改正すべきだ、教育基本法を改正すべきだという意見の述べばなしであること、本質的な違いがあり、次元の違いがあり、同時に存在し得る問題だと先ほどおっしゃいましたが、立法論を言ったからといって、その人間が教育の中立性を侵しておるといふことは、全然別個でございませう。むしろ私の言わんとするところは、教育基本法第八條の教育の中立性というものが要請されておるが、現実に、たとえば日教組のごとく中立性を侵さんとする意向を持つ余地があるならば、そういう意向を持って現実行動ができないようにする立法措置はないものかどうかということも含めて考へることだとして、立法論としてはあり得ると思ひますが、それは立法論は、私はそれ自体として、民主主義国家においては国民の当然の自由であり、行政官といえども立法論を持つことは、むしろ奨励されるべきことだ、立法論を持たずして行政の進展はない。政府が法律の改正案を提案する権限も与えられてゐる。その意味において文部省といはず、どこの省といわず、役人の一人々々が常に前向きに、現在の法律をこうすればもっとよくなるということを考えて続け、機会あつて、その意見を述べることが、私は奨励されるべきことだと心得ます。

○山中(吉)委員 今二人で話しているのは、全然立法論じゃないですよ。たとえば教師の団体がその倫理綱領の中に、憲法反対とか教育基本法反対という綱領をつくつたとすれば、これは立法論ではなくて、具体的教師の団体の指導方針になる。荒木文相が三十何年度以降における文教政策の基本方針として、日本の教育方針の中に、教育基本法を改正すべきだと書くことは立法論じゃないですよ。これは行政方針ですよ。あなたのおっしゃることは、すぐ立法論という言葉を使つておられませうけれども、私の論議の場面は立法論にならないですよ。そこで現実には自由である、学問は自由だ、しかし現実には国家公務員であり、地方公務員であり、われわれ政党内にいたしまして、共通の広場は、憲法、教育基本法という中において初めて現実に議会政治も成り立つていようし、教育なら教育の中立性というものが安定するのであつて、現在の憲法も教育基本法も改正してもいいのだということをお政策方針その他に自由自在にいつたら、教育の中立性ということとはわけがわからないじゃありませんか。それだから国民が迷つて、何が教育の中立性か、そうすると一党一派に偏して、一方の手前みその色めがねで見ると、これが教育の中立性に反するといふような、基準のない批判や弾圧が出てくるのじゃないですか。荒木さんのおっしゃることは、おそらく国民は納得しないと思ひます。今立法論々々々と——私は立法論でないことを、あなたは立法論と言つていていふのですが、要するに憲法を改めていふというような方針を、新しいある教育

団体がつくつて堂々とやることは、あなたはお認めになつた。あとでそうでないというなら、なお答弁して下さいます。○荒木国務大臣 政治結社にあらざるものは、政治結社のまねをする許されぬといふけじめはあるべきだと思つておられます。○山中(吉)委員 ところでもう一つ、ここまで話がいつたのですから、掘り下げておく必要があると思ひます。聞きませんが、大臣は倫理綱領の解釈をとつて盛んに論議をし非難しておられるのですが、解釈というのは別に決定したものでない。だれかが書いたものであろうと思ひます。本文の中で、教師は労働者である。教師は団結しなければならぬといふ文章があります。これをさして革命を目ざした団体、方針だと言つておられるのですか、あるいは解釈について批判をされておられるのですか、どちらですか。倫理綱領というのは、解釈の文章がないのです。第一、第二、第三と書いてある文だけです。この点はどうお考えになつておられますか。○荒木国務大臣 むろん第一項目から第十項目に至るスローガンの単純な表現そのものが、私の申すようになことをそのものずばりで言つておられると思つておられません。教師は労働者であるといふことすらも批評すれば批評の余地はありましようが、そのことが本質的なことと必ずしも思つていない。階級闘争理念に立つておるといふ注釈書を読んで、変だと思ひます。しかも団結こそは教師の最高の倫理だと断定するところにも子供供らしさがあると思ひます。もっとおとなになつた

表現をしたらどうだろう。その目的意識はお話の通り十項目を読んだだけで、そのままでずばり出てこない。たゞみに用語を警戒して使われておる痕跡は私は認めません。問題は、あたかも法律が施行規則、施行令その他通牒等で完璧になりまうがごとく、十九條の倫理綱領そのものの、倫理綱領にくつついておる簡単な解説、さらに日教組が責任を持って定めておられますところの倫理綱領の解説書、あわせ読んで初めて端的に言えば共産革命の有能でない手を育て上げるのだ、それが教師の目的だといふふうにもみずから定め、その注釈書も全国にばらまかれて、末端の教師にそれが要求されておるといふ点が、教育基本法第八條の趣旨にまっこうからぶつかるようなことになるおそれを多分に持つ、そのゆゑにもとをただせば、そこに源を發してそうなつておるであらうと考へざるを得ない。十数年の実績がこれを雄弁に物語つておる。そのことを教育基本法第八條を守らねばならない立場において警告を發し、みずからの見識で改めたらどうかという反省を求め、忠告をするといふ態度でござつておるわけでありませう。○山中(吉)委員 解釈とそれから綱領とは私は違ふと思ひます。解釈は変わつておるのです。たとえば憲法九條にしても、軍備を持たないといふのが数回変わつてきて、自衛隊は軍隊でないとかいふ解釈が、自衛隊の方にされておる。解釈といふのはずいぶん幅があつて、その解釈そのものを憲法と同じよくなつても批判をされるのは間違ひだと思ひます。解釈などは別に機関

決定したものでないのだからと思ひます。だから純粹にあなたは倫理綱領を批判されるのならば、個人的に書いておる解説書を憶測して、そうして誇大にして非難をされるということに、何か荒木文相の中に先ほど言つたやうな教育の中立性を、みずからそのよりどころを捨てていくのじゃないかといふ不信感が出てくると思ひます。その点は明確にされる必要があるのじゃないですか。倫理綱領といふそのものが解釈は変わるでしよ。個人々々が解釈できるのではありませんし、時代とともに変わる。倫理綱領そのものはある単純なスローガンだと思ひます。そういうことについても、もう少し静かな文部大臣の見解を出される必要がある。いい意味において、好意的にあつても暴言を吐かれておると言われるかもしれないけれども、私はその点については逆効果しか出ないと思ひます。それからなおこの問題に關連してお聞きしておきたいと思ひますが、教師の団体といふものについては、思想の自由といふものがあるわけですから、一番文部大臣として問題にしなければならぬのは、教壇に立つた場合に一定のイデオロギーを押しつけるということがない限りについては、教師の団体が、いわゆる憲法に保障された市民としての立場において、どういふ方針を立てようか、そういうことについては、これは憲法の大義からいっておかしいのであつて、教壇に立つて子供に向かつてそういう一定のイデオロギー教育をしない限りについては、これ基本的な態度としてあなたのように文部大臣の立場から大上段に非難

をされるということは、これは思想の自由と、それから教育の基本法に基づいたいわゆる教育の中立性という立場に対する批判と混乱しておるのじやないのですか。あなた自身が教育の中立性というものは、憲法、教育基本法をどうしてもいいのだと言って中立性の基準を示されないから、さらに混乱するので、その点何か教師に対する非難に二つ混乱したものがあつたと思うので、この点もう一度明確に御意見をここで発表しておいていただきたいと思ひます。

○荒木國務大臣 お答えします前に、私が立法論を言うことそのことが、憲法、教育基本法その他の法律を無視するがごとく独断したようなお話がいろいろいよいよ出るわけですが、私は共産党の諸君は法律であるうと何であるうと氣に食わなければ悪法である、悪法は法にあらずという考え方で現実に行動して見ると見受けませんが、そういう人々なら別でなければ、お互い民主憲法のもとに代議士として存在し、私も公務員として存在しておる者が立法論を展開しておるから、さては改正しようとする意見そのままを地で行くのだな、そのまま実行するのだななどと、その意味に於いて立法論即現実の脱線であるはずがない。これは常識人はだれしも認めるところであつて、注釈を要しないと思うのであります。

山中さんお説のごとく、教師の一人一人が市民として、国民として憲法の保障のもとに表現の自由がある。そのことは疑問を差しはさむ余地がない。たとえば小学校の先生の何の何がしを選挙のときに共産党を支持するといつ

たつて、それ自身が憲法違反だとは言得ないという解釈だと私も聞いております。そういう意味で市民、国民としての教師の、その表現の自由は憲法がじかに直接保障しておるから疑いなく思うのであります。学校教育法は、教諭は、教育をつかさどるとある。終戦直後法律ができました早々の際には、教諭は教育をつかさどるか、文部大臣とか文部省とか、教育委員会、教育長、校長などがつこべ言ふべきではない、完全に自由な立場で教えられるのだ、いわば何を教えるもいいのだというがごときムードが流れたことを私も知っておりませんが、それがきわめて幼稚なデモクラシーの是き違えから発しておる、もしくは日教組の倫理綱領から発しておる、いづれかは知らぬけれども、そういう誤りがあつたことは周知のことでありま

す。今日そういう愚かな考えがあるといふことはむしろ思ひませんが、先般国会のさる委員会と同じようなお尋ねがあつて、私もお答えしたのでありますが、なるほど法律は教師が教育をつかさどるといふことを規定しているけれども、民主憲法、教育基本法、民主主義、法治主義の日本においては、その法律につかざると書いてあるから何でもやるということでないことは当然であり、法律に制約がある、守らねばならない規範がある場合には、その制限の限度内においてつかざるといふことである、これは法学通論的なことでありますけれども、当然のことだ、そういう意味のことをお答えしました。が、やはり同じように私は思ひます。制約とは何か、先刻も触れましたように、学校教育法第二十条は小学校の教

科に関する事項は、文部大臣が、これを定めよと定めておる。それが学習指導要領となつて具体的に現われてくる。それに基づいて二十一条によつて教科書の検定が行なわれ、文部大臣が検定した教科書以外に使つてはならない、裏を返せば、教科書及び学習指導要領の線に沿つてしか教えてはならないぞ、それを敷衍し、それを完全にする意味において、教師が教育をつかさどる立場から、山中さん御指摘のよう

にいろいろな計画を立てて、指導の具體的な沿革のもとに毎日々の授業、教育活動をしてもらつてという約束事で民主教育が行なわれておる。その間、文部大臣の権限が一部都道府県、市町村の教育委員会ないしは教育長等に法律上委任され、もしくは独自の立場において権限を持つておるといふ、その面からする具體的な制約も、教科に關しては、教育活動につきましても、法律の定める限度内においての制約があることは当然であります。その一定の法則に従つて教師が教育をつかさどりながらよき教育が行なわれていく、こ

ういふ建前になつておると私は承知しております。

○山中(三)委員 今質問をした中で一番私が氣にかつたことは、教育の中立性というものを憲法、教育基本法という現行法の具體的なものを基準として政策の中で確立していかないと、中立性というものは動揺して、結局何が中立性だかわからない。ところが文部大臣は、立法論として、立法論としてと、こう言つておられますけれども、あなたのおっしゃる中に、一つの具體的な文部大臣の政策の中にも、あるいは教師団体の政策の中にも、教育基本法

なんというものを改正していくといふ方針をきめてもいいのだといふことをおっしゃつておる。これは大へんなことだと私は思ふ。この会期中にもう少し吟味をされて、一般の国民に具體的に教育の中立性というものが安定するやうな答弁を期待しておきたいと思ひます。このままでは、おそろきと教育の中立性というものはわけのわからぬものになる、こつこつに思ふんです。国家公務員、地方公務員といふことを常に言ひながら、現行法の基本的なものを立法論の名においてい

つても自由に批判をして、そして運動方針とか教育方針を持つていっていいやうなそういうムードをおつくりになつておるのじやないかと思ひます。次におおこの会期中にもう一度機会を見て質問をいたしたいと思ひます。

次にこれと関連をして、道徳教育を文部大臣が大いに強調されておる。私も正しい意味の民主的な道徳教育は推進すべきだと思つておるんです。ところがその道徳教育の推進を盛んに主張されておる荒木さんが、日教組を批判するのは自由でしょう。自由でしょうけれども、用語は、国民が一体これら道徳教育を強調する文部大臣の用語だろつか、そういうことを言つておる。一体国民に道徳教育を推進する資格があるのかどうかといふことを疑われるやうな用語がやたらに出ておるんだ。ね。へびをなま殺しにしておるとなつて飛びついてくるから、徹底的に殺してしまへとか、あるいはさこのとまじりみたいなものだ、日教組のものは、今はおとなしくしておるけれども、死んだふりしたクマみたいなものだ、聞くにたえないやうなやぐざの世界で使

うやうな用語をもつて、しかも全国のPTA、教育のことを心配しておる団体に、文部大臣としてそういう用語をもつて批判をされる。それで道徳教育を推進できますか。内容は別です。その点大臣の心境を聞いておきたい。

○荒木國務大臣 用語が洗練されておるかどうかといふのは、その人の頭の中にあるポギャラリーの問題であつて、それをどう批判されるかはもちろんこれまた自由であるわけでありま

す。その批判が具體的にどう現われるかは、選挙を通じて国民が代議士を選ぶあるいは代議士の中から閣僚を選んだり、何かを選んだりするわけですが、その選定の基準として、選定する人、批判する人、裁きをつける人がどう見るといふことにまかせるほかないと思ひます。ただなるべく洗練された用語と洗練された比喩をもつて表現したいものだという意欲は、私は常に思つておりますが、不敏なるがゆゑにお話のやうな感じを持たれる方もあるいはあろうかと思ひますが、これは今後の私の努力に待つてほかないと思つております。

○山中(三)委員 どこでも言つておるんです。文部大臣の演説を聞いておると、もしろいからそのとき手をたいた、そうすると調子に乗つて文部大臣はまた放言をされる。あとでPTAの良識のある人に聞くと、幾ら何でも文部大臣がああいう野卑な言葉を使うのは子供の教育のためならぬと、これはみな言つておりますよ。そしてますます興味を持って、あとからあとから新語を出されて、非道徳的な表現を盛んに研究されてやつておる。そうして一方に道徳教育の手引きをつくるんだ、同

七

じ文部大臣がそんなことを言つたつて、国民はついでこないと思ふんですね。道徳教育の中には、やはり思想に

関連した世界観、人生観の問題もあるでしょう。また一方に、お互いの人間関係によい洗練された条件をつくる、いわゆる生活におけるところの規律だとかあるいは技術、いわゆるしつけという言葉をいわれておる、そういうものを教育していくというふうなことが、義務教育の中に非常に重要なことになるのですが、そういう用語を使つてもこれは単なる表現の問題であつて、このことを国会のこんな席上でおつて、それを強調し、現在の教師はなつておらぬとか、そんなことを言つて道徳教育はできぬと思ふのです。それは文部大臣ですよ。文部大臣として荒木さんに私は聞いておる。これは少しほんとくに慎もう、またそういう用語は文部大臣は職中を努めて注意をするというふうな真摯な態度をお出しにならなければ、道徳教育を推進する資格はないと思ふのです。何とも考えておられないようですね、平気な顔をしていらる。そんなら道徳教育など言わなければいいのです。そういうふうなことで、道徳教育を進めることについては私は信賴はできないので、批判をせざるを得ないのです。この程度にしておきましよう。どうせ陶治性がないとすれば仕方ないと思ふのですが、とにかくもう少し用語ぐらひは、文部大臣の品位を傷つけることのないようにされる責任が私はあると思ふのです。この問題については、この会期中にいろいろの関連事項を通じてさらに質問をしていきたいと思ふし、もう少し明る

い日本の文教行政の安定線をつつ発見をしてつくつていただきたいと思ふのです。

次に、きょうお聞きをいたしたいのは、入学試験問題を通じて、高等学校入試問題あるいは大学の入試問題を通じて、さまざまな暗い面がたくさん出ているのでお聞きしたいと思ふのですが、最近入学試験に失敗をして自殺をした者あるいは家出をした者というものがたくさんある。こういう問題を私は簡単に社会現象として見るべきでなく、こういう問題が出てくる日本の文教政策全体の中に何か欠点があるんじゃないか。単に風潮で、あるいは進学率があつて競争が激しくなつたとかそういうことでなく、日本の文教政策の全体の中に根本的な欠点があるのではないか、それを突き詰める必要があると思ふのですが、こういう入学試験問題からくる自殺、家出あるいはPTAのノイローゼ、お母さんのノイローゼ、中には今度の私学の入学金没収の問題まで出ておりますが、一連の関連した問題だと私は思ふ。基本的にどこに欠点がある、どうしてこういう問題が起つておるか、これを大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 これ一般的に申せば、そういう忌まわしい、悲しむべき事実が教育に関連して起こりますことは、何と申し上げて絶滅する方向で検討を加え、善処していかねばならぬ課題だと思ひます。それを一々こまかに分析しまして、こういうところからこういう欠陥がありそうだと、だからどうするんだ、ということは今頭の中に自分自身で、はっきり持っておりませ

るので、政府委員から一応お答えすることを許していただきたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいま御指摘になりましたような問題につきましては、私も非常に憂慮いたしておるものがございます。ただ、いろいろ社会面をにぎわすような事件につきましては、必ずしもそれが入学試験のことだけに限らずに起こつたとは、はっきりいたしませんけれども、平素からやはり家庭のいろいろな事情なり、あるいは個人的な事情というものが、そういう生徒にはあるだらうと思つております。従つて、そういう特指導を要するような生徒につきましては、できる限り教師の力によりまして指導していただくか、あるいはまたそれについていろいろの問題が出てくれば、それについてできる限りの対策を講じながらやうていくということが必要でございますよと思ひます。特に中学校を卒業する時期におきましては、将来の進路指導というものが十分徹底いたしませんと、いろいろの悩みを持つておられますので、そういう点から進路指導なり一般の指導についても十分適切な指導が届くことを私も希望してゐるわけでございます。

○山中(吾)委員 そういうふうになんかこういふ問題をお考えになるというのを私、非常に残念に思ふので、もっとと深く日本の学校制度全体の問題として検討しなければ解決しない問題があると思ふのです。その程度のお考えで過ごされることでは、私は日本の文教政策はいままでたつても体質が改造にならないので少し掘り下げてお伺い

したいのですが、日本の学校制度自体が大学本位であるために、それ以下の高等学校は大学の予備校のようにならなければならない。そういう中に入学に関するいろいろの暗い問題が出る。私は思ふので、全体として学校の制度のあり方の中で、こういう機会に深刻に施策を考える必要があるんじゃないですか。日本の場合には入学本位で、入学をすればもう卒業予約である。中へ入つて大して勉強しなくても卒業させてくれる。入学即就職である。入学即いいお嫁さんをもらう条件にもなる。そして入学するまでにエネルギーを浪費して、卒業するまでは遊んでおつてもできる。そういういわゆる入学本位の日本の学校運営という伝統的なものを、入学はむしろエネルギーを浪費しないようにして、卒業資格について、もっと大学に入つてから鍛えていく、そういうふうな根本的な対策を考へない、こういう問題は、私はある程度定員を多くしたところで解決しない問題があると思ふ。その点はもっと真剣にお考えになっておられるかと思つてお聞きしたのですが、どうですか、大臣は。

○荒木国務大臣 今例示されたようなこともまさしく検討せねばならないと思ひます。ですけれども、検討した結論が今ここに具体的にあって、こうですと申し上げることが私の念頭にございませぬので、先刻のようにも申し上げた次第でございますが、思ひつきでおそれ入りますけれども、今御指摘のようなことは、弊害として指摘する一つの課題だと思ひます。本来今の学校制度全般がこれでいいのか、これまた立法論的でありましてからお許しいただきますが、六・三制をどうするということではむろんないのですけれども、十数年来の経験に顧みて、制度そのものに、何らか大学、高等学校、小中学校とのつながりにおいても、運用それ自体についても、今指摘されましたような社会的な悲しむべき事実との関連においても、何かそういう検討を加えることによつて改善の余地ありやなしやということにも、私は根本的には問題があるらうと思ひます。

入学試験の問題にしましても、高等学校を卒業して大学に行くにつれて、高等学校に課せられた本来の純粹の教育目的からする教科内容そのことを完全に理解しておれば、入学試験がよしんばあつても受かるというめどがあり、一般的に安心感を持つて、児童生徒の頭にも教師の頭にも、制度上も実際上も一点の疑いなく行なわれ得るとするならば、入学試験にからみまます家庭の悩みとか学校の悩みといふものは根本的には解消するのじゃないかとさえ、私はしろろとながら思ひます。大学の入学試験問題についてはすでに御案内の通り、中教審の答申の線にも、沿ひ、大学、高等学校及び文部省三者が純粹に客観的な立場で十分の打ち合わせをして、十分の協力をし、世間に信憑性のある、大学でも、高等学校でも、家庭でも、一般国民的な立場においても納得のいく、信憑性のある、適性能力を一ぺんきりの入学試験ということでなしに、本人の持つ適性能力を安定した姿でその年令のときでなしに、将来の発展性も考えながら評価する方法なきやという気持で、公益法人をつつて、試験的に三

年間、それを実施してみよう、そうして試験的にやった結果に基づいて今申し上げましたような信憑性を一般に持っていたら、それで入学試験にかわる、もしくはそれを補う合理的な一つの手段ではなからうかというところも、そういうことにも関連して一つの試みであるわけであり、冒頭にも申し上げましたように、関連するあらゆる事柄を分析して、分析した一つ一つの事柄について系統的に申し上げる能力が今私にございませんで、一般論としては放置すべきものでない。あらゆる面についても、と真剣に取っ組んで御期待にこたえねばならない、かように思っております。

○山中(吾)委員 テストの改良について一つの政策を考えられておること、一応は敬意を表するのですが、それだけでは解決しないので、もっと総合的に私は研究すべきだと思つて今掘り下げているわけです。たとえばこの弊害は、在学中日本特有のカンニングの習慣とか、あるいは試験の場合にかえ玉試験というような弊害は始終どこにもあります。私大においても人にかわつて試験を受けてもらつて、それでも卒業できる。あるいは地方に行く越境入学、学区制をつくつてもこれは無視されておる。越境入学が常識になつておる。それから国会議員も受験期になると裏口入学で頼まれて、多い人は百名くらいあつて困つた、困つたというふうなことを言つておる、そういう問題がある。

それから私学については文部大臣も困つておられると思うが、定員を無視して水増し定員というのが何倍もあ

る。こういうふうな全体の日本の文教行政の乱れというか、そういうものは私は個々の問題から全部その奥にひそんでおる弊害だと思つて、ことに各種学校として予備校というふうな——一体教育制度の問題から考へて、予備校を認可してあちらこちらに——その予備校がまた入学難だ。予備校という学校を考へてみると、私は不思議でならない。私は簡単に時事問題としてここにクローズ・アップして新聞の問題にするというふうな簡単な問題でなくて、根本的に日本の文教政策をこの試験地獄の一点から掘り下げて、長期計画をお立てになる必要があると思つて。今テストの方法をどう変えたところでこれは私にはなくならないのじゃないかと思つて。何か研究所をつくつて三年かかつて、なるだけ公正な——試験内容をどうされようが、社会現象としてどういういろいろの欠点というものをなくするということとはできないのじゃないか、予備校でもだんだんふえるばかり、そうして受験のために二年、三年エネルギーを浪費して、入つたあとはほとんどそういうものがなくなつてしまつておる。

そこで私は文部省に資料を出していただきたいと思つておるのですが、この機会に、一体試験の失敗その他によつて自殺をしたとか、家出をし、今度は母親が悲観をして死んだりしている、そういう事例を全国的にこの数年間の統計をちよつと調べて出していただきたいと思います。

さらに、私学の裏口入学、それから莫大な寄付金を強制されても、父兄は泣き寝入りで入つていかなければならぬのであつて、私学関係においての

入学金とか寄付金とかいうものは、医学部ばかりでなしに、一体実際にどれくらいとつておるのか、それを全部調べて出していただきたいと思つておる。

○天城政府委員 入学金、寄付金等の調査でございしますが、入学金については調査いたしております。間もなくその結果が出る予定でございします。寄付金につきましては非常にいろいろな形がありますし、また表に現れないものもありますし、そういった調査の困難性のためにたまたま調査いたしておりますが、しかし、今後は何とか実態を把握するように努力いたしたいと思つております。

○山中(吾)委員 私、聞いておりますと、すでに医科の場合などは表面に正式に出ているものが入学金も含んで六、七十万くらい、それから裏口の場合にはさらに百万とか百五十万出すと入れる。人の命を預かるお医者さんがそういうことで質の悪い人に入られてはたまつたものではない。と同時に、逆に秀才が入れない。私学の医科は、むしろできる者が入れないという弊害が出てくると聞いておるわけです。こうなると、大臣は、私学の自主性に期待

すると私学についてはずいぶん遠慮深く、期待に待つと言つておられるし、また確かに私学は戦時中文部省からずいぶん一方的に閉鎖を命ぜられて、まだ相当反感を持つておるので、政治的にはいろいろ配慮した答弁をされておられるようでありませうけれども、こういう入学試験問題、入学難を通じて、やはりこういう機会において全般的に責任のある対策を文部省が一応考へるという期が燃熟してきておるのではないかと私は思つて、今局長が言われた資料は、不正確でもけっこうです。願ひたいと思つておる。その中で私学の対策も、国の財政援助という責任のある立場を持ちながらやらなければならぬという切実な政策が私は出てくると思つておる。この点はもっと深刻に考へていただきたいと思つておる。これは立法論じゃないんです。文部大臣はまた立法論々々と言われるだろうが、これは立法論じゃない。これは、学校教育法の中学校の目的を見て、「小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な素質を養ふこと」という眼目をずっと並べている。ところが今の中学校は予備校みだになつてしまふ。だから学校教育法違反の状態の中に、試験問題に関連して、学校教育全体がひずみを生じておると思つて、だから学校教育法の規定に戻すように学校運営をお考えになることは、文部大臣として一番の責任なので、朝から晩まで一年じゅう日教組の倫理綱領ばかりやつて、ほかの政策は少しもおやりにならないような感じがする。四十二条の高等学校の目的を見まして

も、そういう明確な法律的目的が全部狂つております。現行法の線に少しでも戻すということは、これは立法論でなくて行政の中心なんで、いい機会であるからこういう試験問題を中心として、来年度の政策を立てるまでに、アンパランスの点あるいは日の当たらない部面の政策——こういう青少年の問題は社会的に非常に暗い問題になつておつて、現行法が全部狂つている、そういうことを姿勢を正しくするためには再検討してもらわなければならぬと思つておる。この間川崎市で百貨店の屋上から飛びおりました中学生のことが新聞に載つておりましたが、あの新聞を見ても、警察の方は直ちに行つて原因を調査しておる。しかしあれはまさしく文教政策の大きい穴であつて、文部省あるいは教育委員会がまづ先に行つて調査をして、そうして対策を考へるというべき問題だと思つておる。文部省は無関係で何らそれにタッチしておられないようですが、それはいかがですか。

○山中(吾)委員 調査するといつたしますと、所管の教育委員会がやることである。文部省としては直接おの問題については調査いたしております。

○山中(吾)委員 そうすると川崎市の教育委員会に問い合わせたり報告を求めたり、あるいはそれに少なくとも關心を示されたということはないのですか。

○福田政府委員 あるいは担当の課で問い合わせたかもしれませんが、私のできません。

○山中(吾)委員 結局ないのですね。

そこに僕は欠陥があると思う。何かはなやかな部分だけに集中しておる間に、そういううきまな、日本の文教政策の姿勢を正しくしてきておるのではないかと。この点については文部大臣も少ししみな部分に頭を突っ込んで、肝心の学校教育が全部狂って、その一つの集中的な現象としてあいつうものは出ておるわけですから、責任を持って検討してもらいたいと思う。それに関連して私疑問に思うのですが、池田総理大臣の人づくり懇談会です、あれも個人的な機関だそうですが、それも私はおかしいと思うのです。経済懇談会あるいはマン・パワーの部会ですか、ああいうところの顔ぶれを見ますと、そういうことについて専門的な対策を立てるような意見をを持った人を一人も入れておられない。教育学者、心理学者あるいは社会心理学者とか、そういうきめのこまかい政策、識見を出せる人、そして現在の学校運営はこうすれば正しい人間形成ができるという政策を出せるようなメンバーでなければならぬのですが、ほとんど入っていない。専門家というのは、高等学校長をしたから専門家ではない。大学の学長だからといってこれは教育行政についていい意見を出してくれる専門家ではないです。経済学の専門家とか……。そういう人を見ますと、専門家で構成しておるとは認められない。もっと教育学、心理学あるいは社会学という分析能力を持って、そして科学的に学校制度あるいは文教政策をどうするかというよりな人を入れないと、幾らあ

いう顔ぶれで手続上答申を待つといつても、何ら得るところがないのではなからぬ。文部大臣の責任分散のための手続にしかならない。こういう問題の中に私は、深刻な文教政策の欠点があるし、対策を立てなければならぬと思うのですが、この点文部大臣の意見をお聞きしておきたいと思えます。

○荒木國務大臣 ひつくるめて申しまして、御趣旨は私も異存ありません。人づくり懇談会のメンバーがあれで適切かどうかというお話も出ましたが、十全ではないと思えます。しかし懇談会の席でも、お医者さんやら哲学者やら宗教家やら、あるいは教育関係の専門の学問をした人を入れたらどうだろうというふうな話も出たくらいでありまして、メンバーとしてすべてを網羅しておるといってわけではむろんございせん。責任転嫁、分散せしめるための策略でも何でもございせん。総理が教育について関心を持つということはいいことですから、今後も続けられたらいい意見も出ておりましたから、今後でもできることなら続行して、人づくり即教育政策と言えないことはいわけてありますから、一國の総理として教育により以上の関心を持つてもらう意味においては望ましいことと思っております。冒頭に申しましたように、前向きに一般的な根本的な課題もあろうから、そういうことも念頭に置きながら計画的に、いわば将来の青写真的な見通しを持ちながら、諸政策を検討すべきじゃないかという意味の示唆はありがたいかと思っております。

○山中(吾)委員 特に私が希望申し上げておくことは、やはりいわゆる社会的に有名な顔ぶれというのでなくて、もっと学問を活用されることが必要だと思つたので、そういうほんとうの専門家、内容的に今言つたような教育学、心理学、そういう人々の何かグループをつくられて、そういう意見を聞かれたいらどうか、何か今まで常識的に意見を出しておるものが、学問的に進んだ参考になるような意見がまとまって、日本の文教政策に何か新しい前進するようない意見がとれるのじゃないかと思つたので、その点は検討願つておきたいと思つた。

それに関連して、これは天城さんが責任者だそうですが、教育白書が出た。その中に今後長期文教政策を必要とするので立てなければならぬというふうなことが結論に出ておりますが、私は確かに長期政策を立てなければならぬと思つたので、その場限りの力関係でも、ある政策が進み過ぎ、ある政策は少しも進まないというように、力関係によつて非常にアンバランスが出ておる中、いろいろの矛盾が出ておると思つたので、この長期政策をほんとうに立てになるつもりなのかどうか、これは大臣もきつとタッチをされておられると思つたので、真剣に日本の長期文教政策をお立てになる方針で、この教育白書の最後に出されておるのかどうか、それはいかがです。

○荒木國務大臣 あの白書を出しますときに、調査局長とも話したことで、過去を顧みて現状認識を持つていうことは必要なことであつて、その限りにおいては経済財政の面に限つて一応観測のメスをあつた報告書として、は意義がある、しかしその限りだけで、問題も提起するだけで終わる

べきじゃないから、問題点が合理的な資料その他に基づいて課題として少なくとも示唆されるものがあるとするならば、それを受けて文部省内各局に関連をさせようけれども、それだけの部局で明年度の予算の課目だけをあさり回るといふこともむろん必要ですけれども、明年度の予算課題というものは、相当長期の見通しの上で立て、大筋、概略だけであつても見通しを立てたその中の初年度分としてかくあるべしというふうな関連性を持つていかなければ、全体のアンバランスになるであらうし、純粋に教育的な見地からいつても望ましいことじゃないであらう、何かそんなことをやろうじゃないかというふうな話したわけでありまして。惜しむらくは終戦以来今日まで文部省が、そういう角度から着々毎年々々一歩々々一つのめどを持ちながら歩いてきたという気持はありまして、顕著な痕跡は必ずしも残っていないといううらみがあると思つたので、そこで教育白書が出た機会に、これだけが物語ることがすべてではむろんないのですけれども、これがいろいろ批判される向きもありませんが、ことさらなる批判は別として、この白書が着実に客観的に物語る、与えられた問題の所在、それがまじめに取り上げられていくべきものと思つたので、そういう感覚を持って今後文部省全体としてやっていくべきじゃないかと寄り寄り相談いたしておるところであります。

○山中(吾)委員 そうすると一応具体的にそういう総合的な長期政策を立てるというお考えでおられるならば、どうだと思つたのです。そのときにこの

思想が教育投資論の思想の上に立つておるといふことは間違いないのです。それを先に聞かしておきたいのですが、もちろん教育は最も根源的に生産事業だと思つたのです。それは生産にしても人間の能力であり、それを正しく方向に使うかどうかはその人間の善意、いわゆる意欲、意欲だと思つたので、そういう意味においては産業も文化も全部教育が推進力である。この点については明確にしておかなければならぬと思つたのですが、何かこの教育投資論を見ると、教育は経済に大きい影響を与えるものであるといふ、そんな考え方ならば、教育は経済に従属する自主性のない教育観だと思つた。従つて常に経済企業的な立場の中に人間形成が引きずられていくのであつて、そうではなくて教育は経済の推進力だ、そういう意味においては教育の生産的意義を強調するならば、文部省らしいと思つたのですが、ただ教育は経済に無関係でなくて、大いに経済に貢献しておる、そうしてその貢献率、有効率はパーセントというふうな出し方はこれは経済企画庁がやるならばわかるけれども、文部省としてはそんな自信のない書き方、そして現在教育投資論という言葉が、すぐ教育投資という言葉に飛びつくような、そういう人間存在に持つていくような危険のある用語をお使いになることは、これは見識がないものだ。文部大臣の自主性を疑うのですが、その点の考え方はいかがですか。

○荒木國務大臣 考え方はあなたと同じであります。教育投資という言葉が世界的にはやりのみたまやりに使われてきたそうでありまして、はやるうと

はやるまいと、お説の通り私は、教育投資というものは生産的投資だといふに根本的に受け取ります。あたかも鉄道などというものは生産投資じゃないという概念で、旧憲法時代から整備されてきたと思います。道路については必ずしもそうでなかった。自動車が発達してきて、道路が公共性の高い全国的な立場で重要視されるべきものという理解がだんだん高まって、惜しみなく道路整備に金を使うというムードが今動き始めておられると思いますけれども、明治以来教育については、先輩の識見を高く評価しなければならぬと思いますが、そういう教育投資なんという用語は使わないでも、教育投資は民族的に見てベイスるものだ。もし経済的な用語を使つて表現するとすれば、明治時代の人も先輩は内心はそう思いながら言葉を使わなかっただけで、あらゆる努力をしてきたおかげで今日ある。かような面が私は高く評価されるべきものと思うのであります。そういうことで根本的な考え方としては、今の御説に私はいささかの異存はない。本来そうあるべきもの、それがそういう角度から重点を置いて今まで考えられなかったところに、特に戦後の教育についての努力が不足しておる結果を招いておるのじゃないかというふうにごさえ思ふのであります。そういうことで経済的な、もしくは財政的な面から教育に注ぎました努力を振り返つてみて、それが物語るものを結論的に白書で表わしておる。それは今指摘されましたような、経済に從属するとか、独資本に奉仕するとか、マシ・パワー・ポリシーの日本版でやるのだとか、そんなけちな根性は毛頭な

いのであります。まさしく教育投資こそが国民経済全体を潤し発展せしめていく、これは一点の疑いのない基本的な考えであるべきだと私は思います。文部省はそういう考え方に立ってこの白書も公にしたつもりであります。ただ用語、表現等がいろいろと批評される余地がありやなしや、これはまた別問題でありまして、根本的には今申し上げる通りの考えだと御理解いただきたいと思ひます。

○天城政府委員 教育の基本的な考え方につきましては山中先生のおっしゃったことに同感でございますし、大臣の御説明申し上げた通りでございますが、そこに書いてございますことにつきまして若干補足させていただきます。

教育が生産的なものであるとか、あるいはあらゆる社会の基本的な大事なものであるといふことは、従来教育の領域でもまた国民の中でも非席に強くいわれてきております。ただ、現在教育投資論という議論が起きて参りましたのは、経済の発達を中心とした社会の今後の発展を見ている場合に、非常に理論的な見方が出てきたために、従来ただ観念的に、あるいは実証的に教育が大事だといつてきたことを、経済の理論で証明してきたといふことでございまして、私たち文部省として教育が大事だ、大事だと言つていて、他の分野で、たとえば経済については所得増進計画ですか、あるいは産業構造の長期見通しとか、いろいろの政策が出ている段階でございますので、そういうものとの関連で今までの光を当ててなかつたところに光を当てて、従来いわれておつた問題を歴史的

にたどつてみようというのがねらいでございます。まして、経済との関連だけで教育の本質をすべて見ようといふような意味でその報告を書いたのでは毛頭ございませぬ。経済の発展にしまして、究極は国民生活の向上であり、国民福祉の向上でございますし、教育は当然教育本来の人間性の問題も出してやるわけでございますが、社会が非常に複雑になつてからみ合つていられる段階でございますので、教育と経済その他の関連を新しい理論で説明するといふことを、九十年の歴史に徴してやつてみたというのが今回の白書でございます。

○山中(五)委員 教育生産論というふうな銘を打つてやるならまだわかるのです。投資という言葉を流行しているからすぐ使うといふ文部省の考え方は、どうも軽薄だと思ふのです。いなかでは日本の教育といふのは観念的には尊重して、実際は予算面もあと回しになるというふうなところに、経済と関係ないような考え方を持っています。それは直さなければならぬといふことはわかるのですが、学校に入る場合にスはどことだ、医科の方は卒業するとすぐその学費は返さなくてはならないというふうな計算で親も子供も考えていくという風潮はなくさなければならぬと思ふのです。そういうふうな日本特有の考え方がある中に、ヨーロッパで教育投資といふ言葉を使つたから、教育投資論と銘打つてそういう出し方をするといふことは、私は決して教育の改革にならぬと思ふ。だから、もっと思い切つて、教育は経済の推進力である、教育の主体的立場をもつと強調して、高い

意味で教育を一般の識者に知らしめたいといふことならいいが、私は逆だと思ふ。こういうことを書いたからといって、ほんとうは大蔵省の予算はとれるものじゃないと思ふ。だから、教育の生産的な性格というものを強調して、日本の教育に対する考え方を改めていくというならば、こういう書き方はおかしいんじゃないか。現在のよりに企業単位によつて利潤追求の立場において過当投資をしたりいろいろ投資をしていくので、実質的には経済計画が成り立たない。従つて教育計画も出ないと思ふ。其弊産業でも計画化して初めて、教育計画に対して経済計画を推進、教育すべきであると思ふけれども、教育そのものは経済に先行しなければならぬと思ふので、そういうことを明確に出さないで、アメリカその他が人工衛星その他で競争するため、いわゆるマン・パワーの思想から出てきた教育投資といふような言葉はすぐそのまま日本に持つてきては弊害しか出ないと思ふ。だから、この文教政策の中に、もっと確信を持って、主体性を持って、現在の日本の教育現象としてのひずみを根本的に解決する真剣な検討を文部省の中でとるべきであつて、何か荒木文相は、日教組さえ退治すれば文部大臣の責任を果たしたような、そんなつもりで文部大臣のいすにおちつきになつておるような気がする。私はまことに残念し、ごくなんでも、もっとじまな中でもっと深い思慮のもとに文教政策をお進め願ふことを特に要望したいと思ふのです。

最後に、やはり日本の文教政策のひずみの問題として青少年の問題も一つの社会問題となつておるのであるが、最

近若年の青少年の犯罪が非常にふえておるといふことを警視庁の白書に発表されておられます。それを見ますと、年令からいいますと全部中学校と高等学校の学生です。従つて文部省からいへば、学校の中における青少年ですが、これは文教政策として重要な問題だ、学校運営の重要な問題としてこういうものを取り上げて対策を立てるべきで、すぐ警察の取り締まりの対象として傍観するということなしに、高等学校の生徒、中学校の生徒としてこの問題を解決する対策を真剣に考えるべきだと思ふのですが、この点にもどこか抜けたところがあるんじゃないか。そういうところから入つていくと、学校の定数の問題でももっと真剣に論議がされなければならぬと思ふので、大体一学級五十名も学校の先生が担任しておれば、個人指導なんてできるものじゃない。これは金がないからあと回しだといふふうな、そんな簡単な問題でなくて、あつちの問題の中に学級定数の問題も真剣に考えて総合的に対策を立てる、これが長期政策を立てなければならぬゆゑんであつて、その点にも抜かりがあるのではないか。もちろん全体の社会構造の中に青少年を非行に導いていくところの根本原因があると思ふので、そういうものを含んで教育条件の整備といふことを考えておる限りについては、非行青少年の問題も学校教育の問題として真剣に取り上げるべきだと私は思ふのであります。こういう点については最近文部省で何か対策を研究されておりますか。

○齋藤(正)政府委員 お話のように、犯罪少年あるいは非行、触法等の関係が低年齢に移つてきた、有職の少年に

比べて在学している者の比率がふえてきた、それから、今まで経済的に恵ま
れなかつた分野の者が多かつたのに対
して、中産階級の者にもふえてきたと
いうような傾向が出てきております。
学校教育の面において、生活指導その
他にさらに努力をしていただきますと
ともに、家庭、社会におきましても生
活指導について一段の努力をしなけれ
ばならぬと思うのでございます。家庭
教育につきましては、やはり親が幼時
から自分が教えられたことを子供に引
き継いでいくようなしつけを考えたい
というふうなことにござまして、現在
家庭教育に関する専門研究会を実施し
ておりまして、明年度は相当部数の資
料をつくりまして婦人学級その他の成
人教育の分野で両親教育の材料といた
したいということが一つござります。
それから校外における生活指導につ
きましては、社会における青少年の指
導の要領というふうな資料を、現在審議
会で検討してもらつております。それ
を材料にいたしまして、学校あるいは
教育委員会の指導主事、社会教育主
事、あるいは民間の子供会その他の指
導者を集めて研究集会も実施いた
しております。また、教育関係者が警
察の行なつておりますいろいろな補導
行政というものに対して十分の理解を
持つ必要があるもので、先般全国の
社会教育主事の研究会を実施いたし
のであります。特に警視庁に御協力を
願ひまして、深夜喫茶その他盛り場
における青少年の補導の問題等も見学さ
せまして、いろいろな実態の認識を深
めたわけでありまして、基本的には、青
少年のための施設の拡充でありますと
か、あるいは青年学級、勤労青年学校

等の内容を拡充するというのを考え
ております。

○山中(吉)委員 学校教育と社会教育
と関連することなんです、社会教育
部面からこの問題について一つ疑問に
思うのは、不良文化財に対して日本の
現在の文部省は寛大過ぎるのじゃない
か。あくどい営業主義で青少年に影響
を与えるようなものが横行している。
きのうの新聞を見て、子供がピスト
ルで、あれはきつと西部劇のまねだろ
うと思うのですが、傷をつけたりする
ようなことを、少年のときにしてい
る。最近問題になった「温泉芸者」と
いう映画にしても、これは全国のろ
ろあ者から私の方にも抗議を申し込ん
でいるわけなんです。売春問題とし
てでなしに、ろろあ者の立場からい
ななかへ行く、娘がおしたということ
がわかると青年はすぐその性欲の対
象にする、暴行するというのはおしだ
うということがわかるとあぶない。そう
いうふうなことで心配しておるときに、
おしを主題にして、そして売春行為を
中心とした映画をやられては困る、ま
すます劣等感をつくるし、危険だ、何
とかああいうものはやらさないよう
してくれという切なる要望があった。
そういうことを考えてみると、青
少年問題を社会教育の立場から考え
ていくと、不良文化財に対してもっと正
しい意味において指導性を発揮すべき
であるけれども、こういうところで、
何か営業の自由とか憲法の基本的人権
をある意味においては悪用することを
認めておるような感じがする。文部大
臣はこういう不良文化財にはもっとき
びしく—あなたははずいぶん暴言をお
吐きになるが、こういう方向でもっと

鋭い批評をされるならば、私は荒木文
部大臣にあらためて敬意を表したいと
思うのですが、そういうことにまこと
に無関心で寛大過ぎるのじゃないか。
ところが聞いてみますと、映倫があつ
て、映倫は文部大臣の指導対象になつ
ておる団体であり、その委員長は高橋
誠一郎さんで元文部大臣だ。そこでそ
ういう社会的な影響を与えないことを
考えて上映を認める認めないを決定す
る機関があるのでありますけれども、
高橋誠一郎さんはほとんど会議に出た
ことはない。もう象徴としての委員長
で、ああいうりっぱな人がおつても実
際は映倫はほとんど活動していない、
営利主義の言う通りになつておるとい
うことも聞いておるわけです。この点
については私はやはり現在の文教政策
の暗い面の穴だと思つたので、これも今
後何か対策をおとりになるつもりなの
か、非行少年を社会問題としてでな
く、教育問題として対策をお持ちに
なつておるかどうか、それをお聞きし
ておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 根本的には私は新憲
法消化不良症状の現われだと思ひま
す。山中さんも今御指摘の通り、憲法
第三章はもろもろの基本的人権、自由
権を保障してくれておる。そのことは
国民ともども御同慶に存じます、同
時に憲法は基本的人権、自由権の乱用
を戒め、社会公共の福祉に貢献させる
責任を課しておる。憲法第十二條はま
るであつてなきがごとく新憲法の制定
以来の実施状況で、言葉をかえて言
うならば、私はデモクラシー憲法の消化
不良症状だと言ひ得ると思ひます。
従つてデモクラシーとは何ぞや、基本
的人権、自由権は当然責任もしくは義

務を伴う本質を持つておるといふ憲法
第十二條の趣旨を徹底することが、私
は一般的な課題としては重大だと思ひ
ます。教育、特に学校教育でこれをと
らえらるとしますれば、家庭において学
令に達しますまで親が自分の命にか
けても愛するがゆゑに、自分の子供
を責任を持つてよき日本人になれかし
と念ずる立場からのしつけをする。そ
の家庭から法律的にいえば隔離されて
義務教育を受ける。義務教育の場の学
校の先生は日教組騒ぎだけに専念しな
いで、賢明な使命に立つてしつけも
していただく、いわゆる知育、徳育、
体育も賢明に総合的に教育活動を通じ
てやつていただくことができませんら
ば、私は社会教育ないしは社会問題の
対象としての青少年の犯罪、非行事件
というものはゼロになし得る、理想的
に行ない得るならばそういうことが言
い得ると思ひます。そういう意味で文
部省も、教育委員会も、教育長も、学
校の校長先生も、各担当の先生方も、
自分の問題として教育面であらえて全
部が真剣に協力していきまますならば、
いわばハエミたいに羽をはやして飛び
回るといふがごとく姿の社会問題の対
象はウジの間にこれを退治できる。言
いかえれば一人も非行青少年を出さぬ
で済むということを理想に学校教育が
行なわれるべきだ。同時に今度中学を
終へ高等学校を終えて社会に出る、大
学卒業生は別といたしまして、小中高
等学校の卒業生が社会人となるべきそ
の目前に、今山中さん御指摘のよう
なばかげた不屈き千万な商魂たくましい
無責任な、基本的人権と自由権をただ
野放図に振り回すだけで、目の前に青
少年がいることを全然感じないような

社会の姿というものはおとなが反省す
べきである。また中学卒業生、高等学
校卒業生が社会人となり、世の子供の
親となりそれぞれの職業につき、あら
ゆる面々で教育の場を通じて今申し上げ
るような素養を与えられて、出て、そ
の者がおとなになつた時代は、もうお
よそ社会問題としての青少年の不良化
防止などことさら言わぬでも、おの
ずかりつばな社会が形成されるとい
う根柢をなす意味におきましても、学
校教育の重大さを私は思ひます。

そこで、そう言つてみましても、現
実はそうでない事態が目の前に出てき
ておりますから、それに対してどうす
るかというところにつきましては、今社
会局長が申し上げましたようなもろも
ろのことをやりつつ、また御指摘の、
たとえ映倫にいたしましても、自主
的に青少年に災いを及ぼさないように
という考慮も払われながら映倫とい
うものが存在しておると思ひますが、本
来の機能を発揮してもらひたい、発揮
できるように、われわれも助言もし、
指導もするというのを怠つてはなら
ない。妙なことを申し上げておそれ入
りませんが、概念的に、抽象的に、一
般的に申し上げれば、そういう関連の中
に立つてわれわれは行動すべきじゃな
かるうか、こう思ひます。

○山中(吉)委員 映倫の構成その他は
あとでお知らせ願ひたい。そして、必
要によつては、映倫から参考人を呼ん
で、こういう不良文化財についての真
相、そういうものを知りたいと思つた
ので、委員長からお諮り願ひたいと思
つたので、

学校教育の問題も、文部大臣は今意
見、思想を述べられたのですが、やは

り政策として、こういう問題について何か具体的に立てられるということをお示ししていただきたいのです。たとえは現在池田総理大臣も、社会教育、家庭教育、学校教育において充実指導すると書っておりますけれども、それは思想だけ発表したところであらうに思ふ。日本の戦後の親といふのは、確かに自信をなくしておる。時代の激変によって自信をなくしておる。子供に対する家庭教育について、確信を持って親が子供に向かつておる人は非常に少ないだらうと思ふ。ある意味において、戦後の親は不幸であり、ある意味においては新しい親が生まれつつあると言えらると思ふのですが、この家庭において子供に対して責任のある親を養成する、というと言葉は悪いですが、子供を育てるに於いての教育心理、衛生その他に関するものを内容的に考へて、小学校に付設する。とかいっても、思想的なこと、あるいは党派的なものを利用しては絶対いけないので、そうではなくて、ほんとうに子供を育てる、教育をする、教育に関する基礎的知識、発達心理に対する基礎的知識、そういうものを自信のない日本の親に付与する必要がある。ヨーロッパの親の場合には必要ではないか。ヨーロッパの親の場合には、子供の世界についてはおとなの世界とは違つたものがあり、一応発達心理学的な法則に従つて教育をして、そうしてそこから一つの自信が出ておる。日本の親の場合には、せつかく学問として児童についての心理学、青年についての心理学とか社会心理学も発達しておるけれども、親は

全然そういう学問についての恩恵を受けないで、無関係で、長い一つの経験だけで育ててきておるといふ中に欠点がある。だから、家庭教育を重視すると言ふならば、具体的に小学校に付設して両親学級とか両親学校をつくつて、子供を生まれた母親に対して、週に一回くらい、午前中は、私は家事あるいは社会活動その他に障害がなくてやれると思ふので、定時制の両親学校でもつくるくらい親切さ、これがほんとうのこういう問題に対する私は文部省の態度だと思ふ。そういう点について、今まで婦人学級とかあるけれども、両親学級あるいは両親学校——思い切つて学校でもいいじゃないかとさえ思ふので、そういう点のお考えがなければ持つていただきたいし、何かそういうことについての今後の話し合いがあればこの機会にお聞きしておきたいし、なければ私の切なる希望として申し上げておきたいのです。

○荒木国務大臣 私も山中さんと同じ気持ちで、切なる希望を持つ一人でありませう。文部省自体としましては、寄り寄りというふうなことを話し合つたことはございませうが、まだおっしゃるような具体的な企画というものは今ございません。婦人学級ないしはPTA等を通じて期待しておる姿で今日にたどりついておると思ひます。私は今の山中さんのお説は、ともすれば新憲法は社会教育という立場におきましては、文部省ないしは教育委員会というものはただ見物人であるべきだ、それで十分だといふときき一種のムードに支配されて今日に来ておるんじゃないか

の精神をほんとうに進めていこうとするならば、やはり日本人の意識行動を改めていくという政策が私は出されなければならぬと思ふのです。古い封建的村の生活についても、もっと真剣に、傍観じゃなくして責任のある立場において積極政策を出していくということではない。民主的な憲法に沿つた意識をつくつていく、日本国民の意識の改造と、憲法、教育基本法をほんとうに実現すると言へるのだ。ところが荒木さんはそうでないから、変なところをいろいろと力説されておられるけれども、肝心のところに主体性をお持ちにならないのはさびしい。私はそれを言いたいために、いろいろな点から申し上げておつたわけでありませう。たとえば、現代の、人の上に人をつくらず、人の下の人をつくらずという民主主義の基本的な意識、それが国民民主権という政治機構に出るのだし、そういうものを普及していかうとするならば、政策についても主導性をもって積極的な働きかけをしていく責任を感ずるだらう、このままで傍観をすることが民主的ではないのだ、いふことも出てくるのではないのか。それをもちかにならぬ。日本の今までの封建的な意識の中に優越感と劣等感が重なり合つて、ちよつと上の人には劣等感を感じ、ちよつと自分より力のない者については優越感を感じて、いろいろの人間のひずみを生んでおるわけなんです。それを真剣にお考えにならねば。そういうことをお考えにな

らないから、大学学長の給与の改善をはかろうとするとき、またピラミッド型をさらに築いていくというような学長に認証制をつくつて東京、京都大学などその他の大学とを差別する、かといふふうな政策が出てくるので、文部大臣御自身は、自分は民主的である、そしてほかの者はそうでないとお考えになっておられるかもしないけれども、政策というものを並べてみますと、あなた自身が分業をしておるものには非常なひずみがあるので、姿勢を正すという意味においては、もっと積極的に民衆に向かつて意識構造の改革を考へるくらい政策も出して、そして教育基本法と憲法を立法論で改正すべきだといふようなことばかりをおっしゃらないで、やはり姿勢を正すべき必要があるんじゃないか、そういうふうには思ふのです。青少年の問題にしても、入学難の問題にしても、現代の定員問題にしても、また一方に教育投資論というふうな新しい教育思想の問題が出たことにも、全体的に統一した柱がないというふうな考へるので、こういう問題については、じみじみ研究をしていただいて、日本の文教政策が安定する方向に御努力をお願いしたいと思ふ。文教政策一般の私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○床次委員長 山中委員の映倫に関する御要望につきまして、理事会でもって処置したいと思ひます。

関連質問がありますから、これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員 予定された質問者もあるししますから、関連したものをたくさん申し上げたいのですが、一問だけ初中局長にお尋ねいたします。

さつき高校入学の問題で自殺をしたというお話があったのです。それに対して文部省ではこれを調査しない、こういうお話があったのですが、調査しないことが建前になっていて、調査が必要のない問題だということをお考えでお願いしますか。

○福田政府委員 私申し上げましたのは、そういう建前をとっているということではございません。私も新聞紙上で見た程度でございますので、そういう個々のケースについては、これは調査してみなければわかりませんけれども、先ほど山中委員の御要求にありましたように、過去数年間にわたって入学試験の問題について自殺した例を調査しろ、こういうことになりまして、私も私としては、それは現実の問題としてはなかなか困難でございますというように申し上げたわけでございます。

○小林(信)委員 私、何かそういうことについては調査しないというふうな印象を受けたので、文部省の態度をお聞きしたのですが、この具体的な問題として今山中さんが言われました川崎市の問題が週刊誌にこんなに大きく取り上げられているのですが、これはまだ調査するつもりなんですか。こういうものは調査しないつもりですか。この一つの事実について御意見を承りますか。

○福田政府委員 私その週刊誌を読ん

でおりませんので、読みましてよく検討してみたいと思います。

○小林(信)委員 おそらくこれはこの週刊誌に出ただけじゃないでしょう。各新聞にみんな出た。そして新聞に出たばかりでなくて、この問題は相当父兄の問題になり、教師の問題になってきた。やはりこういうものから高校入

学の問題については相当世間の関心事になっておるわけですが、今局長は、見えないというふうなことをおっしゃっているのですが、このことについてはおそろく聞いておると思うのですが、今のような御答弁をなさっておられるば、今試験地獄という問題で山中さんが質問をしたわけですが、高校入学の問題にそういう態度でもっておいでになるならば、もう高校入学試験の今の問題は話にならないんだ、もうすべて宿命的なもので、父兄あるいは教師はあきらめなければならぬのだということになってきやしないかと思うが、どうですか。そういう一般のこれに対する関心事と、局長が今おっしゃったような、まだ私は見てないから、いずれ調査をして何とかする、そういう態度でもっていいでしょうか。私はそういうところから高校入学の問題、あるいはこの国会が始まって以来あらゆる委員会でもって問題になっているように、先生をふやすというふうな問題、今の非行少年の問題とか、あるいは大臣が入学試験の制度、方法、こういうふうなものをお考えするということをおっしゃっておられますが、こういう現実の問題を真剣にお取り上げになれ

ば、私はその試験方法をどうこうするとか、あるいはそのほかの非行少年の問題を教師増の問題で解決するとか、

あるいは社会教育の問題で解決するとかいうふうなことでおっしゃってありますが、もっと一つ一つの具体的な問題に真剣に対処していけば、もっと簡単に問題は解決できる、こういうふう

に思うのですが、今のような態度で初中局長よろしいかどうか、もう一べん御答弁願いたいと思います。

○福田政府委員 その川崎の事件につきましては、私も新聞で拝見したこと

はございます。しかしながら、その詳しいことは存じませんが、先ほど山中委員の質問に対して私が答えたのは、調べたかとおっしゃいますので、それについては、あるいは担当の課で

そういうことを川崎の教育委員会に聞いたかもしれませんけれども、詳しいことは私は聞いておりません、ということをお申し上げたわけでございます。

○小林(信)委員 山中さんに答えただけではない、私の質問に対しても、私は読んでない、読んでないから川崎市の問題は調べてまた御質問に答えるというふうなことを言われておるわけなんです。だから私たちが、あなたの方

も、受験地獄の問題を取り上げるともに、劈頭にはこれに対する親たち、あるいは教師の問題、これがほんとうに印象づけられるように、たとえば一番最初に——これはごらんになっていただかなくてもわかることだと思

うのですが、深夜十時ごろおかあさんが学校の先生を訪問しているわけなんです。どういうわけで訪問しているかとい

ったら、入学試験問題で家じゅうで話しても結論がつかない。やはり結論をつけてもらうのは学校の先生だろうというふうなところから夜中におかあさんが訪問しているわけなんです。学校の先生も訪問を受けて、うちの子供は大丈夫でしょうかと問われれば、何とか答えなければならぬけれども、先生も神ならぬ身であるから、何とも答えようがない。こういうふうな、もう

世間は入学問題でもってほんとうにノイローゼになっているわけなんです。そういう中からこういう問題が出てくる。一体どこに持っているいたら解決できるかということになってきているわけなんです。高校全入運動というように、あれは日教組が他の目的からああいう運動を起しているのだ、これに

ごまかされてはならないということをおまかせして平気である。今のような御答弁の態度から、私はそういう問題が出てきて、そうしてこういうふうな悲劇が起こってくるんじゃないかと思うのです。そこで今都会地にこういう状態が起きておるのですが、これからのなかの方にもこういう現象が起きてくると思うのです。こんなに一生懸命勉強しなければ高等学校にもはいれない、そういう競争をした者が今度は大

学にはいるというふうなことになる。これは将来の大学入学の問題が大きな問題になってきますが、そのときに一番困るのはいなかの学校だと思

うのです。だから私たちがこの際定員の問題を重視しているのは、社会問題から考えてもこうした現象は非常に重大であるから、この際定員問題も

と真剣に取り上げてもらいたいといっているわけなんです。先日も私は局長にその点を質問いたしました。が、今度も一学級を五十名にするというふうな制度でもって臨んでおるけれども、その五十人というのは、一般

父兄は、五十人になるだろうと考えておられますが、政令が出ておって、五十人まではがまんしなければならぬ学校もあるわけなんです。そういう学校はどうかといえ、これは山間僻地なん

です。山間僻地の学校では、制度が五十人になりまして、五十五人でがまんしなければならぬ。さもなくても、小規模学校の先生というものは、仕事の面ではいろいろな負担をしておる。さらに五十五人というふうなたんなる生徒を収容して授業をやっておる場合には、ほんとうに個別指導というのは十分にできない。あなた方が学力テストをやっておわかりになっておる

けです。そういう点を考えれば、ほんとうに五十人にしようとするならば、政令なんかにはこだわらずに——今先生方が県側と、教育委員会ばかりじゃないか、知事も相手にして盛んに折衝しておるのは、こういう問題を考えるからなんです。人の命がただ一つ失われただけではいい。その背後には、今のような親の心情もある、教師の悩みもある、社会的に全体が悩んでおる。私はさっきの局長の答弁を聞いて、これではもう問題にならないのだ、いずれ調べますとか、あるいは山中さんの質問が、そういうふうな過去何年にさかのぼってというふうなことであれば答えないようなことかもしれません、一つ一つのこういう問題にもう少し真剣な態度を持っておれば、今のような答弁は出てこないと思うのです。

ああいふ答弁を出すという事は、非常に誠意のない、今の一般国民全体が問題にしていることをきわめて軽視している態度と言わなければならぬと思ふのです。幾ら試験制度あるいは方法を変えたからといって、やはり入ろうという子供は入りたいたいわけなんです。そうすれば、やはり成績優秀な者が入学を許可されるということになれば、依然として試験地獄を続けていくわけなんです。学校をふやし先生を確保する、むずかしいことをたくさん並べるよりもこれが最も簡便な、行政の責任が果たされることだと思ふのです。

先日、局長は私の質問に對しまして、多少あいまいなところがありましたので、この際もう一ぺんお伺いしておきますが、政令をこしは各府県の交渉によって云々というふうなことを言われた。来年度はこういう点から考

えて必ず文部省の責任によって直すというのか、直すくらいは考えているのか、もう一ぺんそのところをこういう問題と関連して私に聞いておきたいと思ふのです。

○福田政府委員 私どもは定数問題につきましてもは誠心誠意努力をしてきたつもりでございます。三十八年度は予算も決定いたしております。原則として五十人に下げるといふことは間違いない問題では、そういう問題もございませうし、ほかにもいろいろな要素がたまたまございまして。そういう問題について全般的に私どもはできる限りの努力をいたしまして検討して第二次計画をつくりたい、こう考えておるわけでございます。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○小林(信)委員 言葉じりをつかまえるようにございまして、誠心誠意努力したといふけれども、私たちの見るところでは、ちつとも努力してないと思ふ。文部省の今度の予算を立てる方針として、決して定員は減らしません、かえつて七百人ふやします、こういうふうに言明しておりますが、しかし、各府県で今折衝して大体結論が出つてあると思ふのですが、これを集計されましても実際定員は減らすようなことではない、こういうふうな断言ができますか。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○小林(信)委員 結論をつけまします。時間があるから、これはまたいつかの機会に質問いたしますが、もちろん私はこの受験地獄の問題からただ定員をふやせよということを言つて行くわけではございません。そうして五十名に満足しているわけではない。先ほど来山中さんの質問を中心として展開されました日本の教育の充実、これはそ一点に集中されてもいい、この考えをおるわけなんです。今のお話では非常に努力をされたような話でございまして、しかし、各府県のそういう予算の立て方につままして、文部省が積極的に指導されたかどうか。私自分の県のことをよく知つておりますから、この問題を取り上げて質問をすれば長くなりますから申しませんけれども、各府県に對しまして個々に文部省が努力をしたかどうか、これだけ聞いておきまして、また次会にこの点について質問をしていきたいと思ふ。という事は、大体もう仕上がる段階でございまして、非常に速急を要する問題でございまして、その点だけお伺いしておきます。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○床次委員長 関連質問でありますから、いかがですか、まだあとに質問者が……

○小林(信)委員 結論をつけまします。時間があるから、これはまたいつかの機会に質問いたしますが、もちろん私はこの受験地獄の問題からただ定員をふやせよということを言つて行くわけではございません。そうして五十名に満足しているわけではない。先ほど来山中さんの質問を中心として展開されました日本の教育の充実、これはそ一点に集中されてもいい、この考えをおるわけなんです。今のお話では非常に努力をされたような話でございまして、しかし、各府県のそういう予算の立て方につままして、文部省が積極的に指導されたかどうか。私自分の県のことをよく知つておりますから、この問題を取り上げて質問をすれば長くなりますから申しませんけれども、各府県に對しまして個々に文部省が努力をしたかどうか、これだけ聞いておきまして、また次会にこの点について質問をしていきたいと思ふ。という事は、大体もう仕上がる段階でございまして、非常に速急を要する問題でございまして、その点だけお伺いしておきます。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○床次委員長 次に、日本学校給食会法の一部を改正する法律案、私立学校振興会法の一部を改正する法律案、及び国立学校設置法の一部を改正する法律案の各案を一括議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 まず私立学校振興会法の一部を改正する法律案につきまして、二、三明らかにならぬ点をおききたいと存じます。

この私学振興会が私学振興に從來多大の貢献をいたしたということはよく存じております。また世間もこれを認めておられます。また、この際少しくお尋ねをいたしておきたい点は、私学振興会は私立学校の施設及び定員に對して必要な資金の貸付をするという点でございまして、この施設あるいは定員につきましても、従来どの方面にどういふ状態で貸し付けて参つたのか、その実態につきましてもお尋ねをいたしておきたいと思ふ。

○杉江政府委員 三十七年度予算につきましてその概要を申し上げたいと思ふ。

まず第一に一般設備貸付金として十二億が計上されております。これは幼稚園から大学までの学校につきま

て、一定の基準から見ると不足する分については、これを充実しようとするための施設に對する貸付金でございます。

次に理工系学生増の施設貸付金として十七億計上しております。これは科学技術者養成というものを、私学もその点について力を入れる、このために特にこういうワケを設けて貸付をして行くわけでございます。

次に、高校生徒急増対策施設貸付金、これは高校急増対策として公立学校についても特別な財源措置をいたしておりますが、それに照応して私立学校の施設費として貸し付けているものでございまして、その金額は十六億でございます。

以上が大きな項目でございますが、そのほかに災害復旧貸付金、これは御存じの災害の場合の復旧費でございます。これが八千四百万円、それからまた高利債務の弁済資金その他特別な施設費に二億を貸し付けております。私立学校が非常に資金に困つて高利の金を借りて、それが経営を圧迫しているというところがかなり一般的に見られる現象でございまして、それを低利の振興会の貸付に切りかえる、そのような措置をいたしておるわけでございます。

そのほかいろいろの経常費の貸付金、これは一年以内の償還の建前にしておりますが、これを二億五千万円計上いたしております。

大体以上が私立学校振興会が實際に行なっております事業とその貸付の内容でございますが、なおそのほかいろいろの助成の仕事を行なっております。貸付でなくして、それをやりっぱなしにする、いわゆる補助金のごとき性格

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

○福田政府委員 各府県には各府県の実情がそれぞれございます。従つてまだ決定を見てない県も相当ございまして、一がい断定はできませんけれども、標準法通りに定数をきめたいといふ県もあるようにございまして。昨年と全く同じ定数でこれかきまるといふわけには参らないと思つております。

の助成の仕事をいたしております。これは私立学校教職員共済組合に対して七億一千万円の助成をいたしております。

それから私学研修福祉会、これは私立学校教職員の研修をいたすことがおこな内容ですけれども、それに対して研修、それからたとえば私学会館の設置という、福利施設の設置に対する助成でございます。それを合わせまして四億六千万円ばかりでございます。

それからまた特殊教育諸学校について三百万円、その他四百万円、こういうふうな助成を行っております。以上が貸付と助成の内容でございます。

○上村委員 今回の私学振興会法の一部改正の法律案の趣旨は、振興会の資金に対する需要が増大してきたということで、これが措置を講ずるということとが大きな問題なんです。五、六倍の需要増加の傾向を来たとおるか、その点を一つ……。

○杉江政府委員 需要増加を把握するにもいろいろ方法があるかと思っております。現実には施設設備の不足を来たしており、また新設、増設をしたいという計画を集計して、その事業量から資金を算定する方法もあるわけでございますが、端的にその資金需要の現われまは振興会に対する借り入れ申し込みの状況でございます。それを申し上げますと、三十七年度については貸付金は総額五十三億でございます。それに対して現実には具体的な計画を持ち、そしてこの貸付外の自己負担等も確実な資料を添えて申請してきたものが二百四十一億に上っております。実

はそのほかにもまだやりたいと思うものが相当あるはずでございますが、この振興会の貸付があまり多くないということをお考えしても、なおかつそれだけの非常に具体的な申請が出ておるといふことを見ても、この資金需要がいかに大きいかということが推測できるわけでございます。御参考のために、三十六年度においては貸付金は三十億でございますが、これに対して貸付申込額は百四十三億でございます。また三十五年度について見ますと、貸付金は総額二十三億でしたけれども、これに対する借り入れ申込額は百四億に上っております。五、六倍の需要が現実にあるということ、そのほかにもまだ多額の需要があるということも言えると思っております。

○上村委員 借り入れの申し込み額と比例しまして、実際に貸付した金額というものが非常に少ないということですね。こういうふうな現実に貸付した額よりも五、六倍くらい申し込みが多額である、そのときの事情、状況はいろいろ変化を来たとおるわけでございます。今度の改正を意図されたのの財源措置というものができればいいのだからかというお見通しがあるのでしょうか。今度の改正を意図されたことは、いわば財源確保ということでございます。いかに財源確保という点について、具体的には文部大臣が大蔵大臣と協議して、そのときの財政状態も加味するでしょうけれども、現実には今までお扱いになったところではどのくらいのことをご目安にされているか。

○杉江政府委員 昭和三十八年度の振興会の貸付金は、財政投融資の二十億円を含めまして六十三億になるわけでございます。それを上回るかというところになりますと、依然として貸付の需要額は相当これを上回るものと考えております。そこで私も、一応そういう予算で御審議いただく建前からは、これでも何とかやれますというふうなことを申し上げるべきかという考えもいたすのでありますけれども、事態を見ますと非常に不足するとは事実だと考えます。じゃどれくらいかということに対しては、私も相当低く見積もっておるつもりでございます。ぎりぎりの査定をいたして要求したつもりでございますが、その要求額は百一億円を要求したのでございまして、それに対して本年度は財政二十億、一般会計からの出資で十二億、こういうことになったわけでございます。なお百一億と申し上げたのは、実は新たな資金としてそれだけ投入したということでありまして、資金貸付額として必要だと考えられる数字、実際に必要とされる資金額は百二十五億くらいになると考えます。

○上村委員 そういたしますと、従来のような出資一本でまかなっていくというわけにはなかなかないか、こういうことになりませんか。

○杉江政府委員 その通りでございます。

○上村委員 この法案を見ますと、私学振興債券を発行するということが、これは文部大臣が認可をするということですね。何か認可基準というふうなもの、御腹案でもあるのですかお尋ねいたします。

○杉江政府委員 債券の発行は、文部大臣の認可を受けると同時に、あとの条文で、その場合には大蔵大臣に協議しなければならぬということがあります。債券の発行は、いわゆる国の金融のあり方に対してかなり大きな影響を持つことでもありますし、また債券を買う一般公衆に対する保護というふうなこともありまして、これについては相当慎重な審査を必要とすることでございます。そこでその債券の発行については、実際には大蔵省で各種の基準を持ち審査の事務を行なうわけでございますが、実は文部省としてこれに対する具体的な審査基準は持っておりませんし、なお大蔵省の現実の審査基準がどのようであるかも実のところまだ承知いたしておりません。これは十分研究すべきことではあります。ただ実際問題として、ここに御審議いただく債券発行能力を付与するということは、資金運用部資金を借りるために必要だとおっしゃるために、当面はその必要にこたえるということが目的でございます。すぐに債券発行をしよとすることを現在のところございませぬ。そのようなこともありまして今その具体的な審査基準というものについてお答えすることができないわけでありませぬ。

○上村委員 大体その間の事情はわかりますが、将来には当然起きるかと思ふのでありますが、文部大臣が認可する場合、私学振興債券を発行する際、これは発行額だけについていって、その他にも一応いろいろな基準を考えておられるのか、その内容はどうかというところをお尋ねしたのだが、承れば、資金運用部資金を運用していき

きたい、要するに借り入れをしていきたい、そのためには資金運用部資金法第七条第七号に「特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券」ということがある、これに一定当てはめて当面は資金運用部資金を借り入れしていくという目標を持っておられるか、この基準というところまで具体的にまだ検討が行なわれておらないのか、こういうふうな承てお尋ねしたいのか、あらためてお尋ねをしておきたい。

○杉江政府委員 たいま申された通りでございます。

○上村委員 そうすると、この資金運用部資金から借り入れをするという点については、三十八年度の予算にはどういふふうな表われておるか少しくお尋ねをしておきたいと思っております。現在審議中の予算案ですね。

○杉江政府委員 財政投融資計画の中に二十億円が計上されておるわけでございます。

○上村委員 そうすると、結局三十八年度の予算編成に際しては、財政の二十億円に対応しておる、こういうわけですか。

○杉江政府委員 その通りでございます。

○上村委員 大体はつきりいたして参りましたが、この私立学校振興法の一部を改正する法律案の中で、三十四条の第八項、「第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。」とあります。この政令の内容について一応の御腹案があるかどうかお尋ねしておきたい。

○杉江政府委員 これは債券発行をする一般の場合にならうわけでございます。

すが、債券の形式、無記名にするか、利札をつけるかというようなこと、また発行の方法、どういふ募集の仕方をするか、それから引き受け、受託会社の経費をどうするか、それから払い込み、そのような債券の発行に伴う諸事項について政令で定めることになっております。

○上村委員 この資金運用部資金の融資を受けるということが、今回の改正の大きなねらいであろうと思うのですが、この法案を見まして、資金運用部資金の融資を受ける手続的なものについては、この法案には規定されてないが、その点はどういふふうな法律適用を持つていくのですか、その点をお尋ねしておきます。

○杉江政府委員 これは資金運用部資金法という法律に詳しく規定されてございます。

○上村委員 そうすると、その資金運用部資金の融資の具体的手続法は資金運用部資金法の規定に基づいてすべて処理していくのだ、こう承っております。よろしいですか。

○杉江政府委員 その通りでございます。

○上村委員 次に、資金運用部資金の融資を受けるということに相なって参るわけですが、従来の私学振興会の性格というものを大きく変えていくようなことに相なりはしないかという点についてお尋ねしたい。

○杉江政府委員 実は財政投融資の融資を受けることについては、当初そういう心配が各方面から持たれたのでございませぬ。この財政投融資からの融資を受けるということは、一般にはかなり厳格な審査が行なわれ、そしてそれ

は本来的には金融機能的性格を持つことを要求されておるのであります。その団体自体が貸付でなくして、先ほど申しましたような助成事務を行なうということは、あまり例がないのであります。従つてこの財政投融資からの融資を受けるということにした場合に、今まで振興会が行なつてきた助成の仕事が削除され、またはそれが制約されるということが非常に心配されたのであります。しかしそういう制約された業務が制約されるということとは、理論的に必ずしも必要なことでもないし、法律的にそうしなければならぬということでもないのではありません。実際上どう措置するかという問題であります。

そこで私学振興会の仕事は、ねらいとしては私学振興という大きな目的のため、一つ貢献しようということであつて、その方法としては貸付と助成と二つの方法をとる、こういふことがやはり私学振興会設立当初からの基本方針であり、またそういうことで運営されてきております。この性格を変えたいということになれば、これは非常に大きな問題であつて、私どもはもし助成事務がなくなる、できないというふうなことになるれば、これは財政投融資からの融資を受けるべきでない、かように考へて折衝してきたわけでありまして、幸いにそのようなことなく、性格については全く変化なく、資金運用部資金からの融資を受けることになつたわけでございます。

○上村委員 実は本日は私立学校振興会法の一部を改正する法律案関係につきましては今の程度にしておきまして、あと明らかにしたい点は後日に質問を譲りたいと思ひます。

次に国立学校設置法の一部を改正する法律案について、二、三明らかにいたすべく御質問をいたしておきたいと思ひます。まず第一点といたしまして、今度大学に教養部というものを設けることに相なるわけでありまして、この教養部は一体どのような目的で設置されるのか、またどの範囲の大学に設置されるものか、またその点について、お尋ねしたい。この点を一つ明らかにしていただきたい。

○小林政府委員 御承知のように新制大学におきまして、一般教養に関する教育の実施の方法につきましては、充足以来の経緯等もございまして、各大学にいろいろなやり方をしてございまして、たとえば分校というふうな形でございまして、二学部で集中的にやつておられるところもございまして、あるいは一ないし二学部で集中的にやつておられるところもございまして、従来も大学側でいろいろと検討をされて参りましたが、大体において学部を離れて特別の教育組織を制度上認めることが実施の方法としていいという結論を持つたところが相当ございまして、これらにつきましては各学部に通ずる一般教育の課程を一つの組織をもつて行なうというふうな考へておるのでございまして、反面またそれによつて一般教育の課程における教育指導上の責任もはっきりして来る、明確になるといふように考へられるわけでございます。そういう考へから、相当数の大学で実は教養部の設置、教養部の法制化ということを要望して参りましたが、明年度におきましては特にその中で、学部の数も相当多くて学生数も相当多し、それから一般教育担当の専任の先生もかなりおられるものを選びまして、名古屋大学と京都大学、大阪大

学、九州大学、この四つだけに三十八年度ではとりあえず置くということにいたしましたわけでございます。なおこの教養部の設置につきましては、中央教育審議会でも検討されまして、そういったものについては教養部の設置を考へたらよろしかろうという答申も実は出ておるところでございます。

○上村委員 そうすると、教養部というものは原則として、設置する順序といたしまして、年次というものは別にありませんが、終局的には各大学に全部教養部を置く、またそれが好ましいというお考えなのかどうか、その点をお尋ねしておきたい。

○小林政府委員 先ほどお答えの中で申し上げましたように、各大学で一般教育のやり方は実はいろいろございまして、相当の規模を持つておられる、あるいは学部の数にいたしましても学生数等にいたしましても相当の規模を持つておられる大学で、一括して一般教育を行なうような場合には教養部を設ける方がいいのではなからうか、かように考へております。

○上村委員 次に、大学院を設置するという問題は、今度の改正法律案の重要な部分を占めておると存じます。新制大学に大学院を設置する場合、どんな基準で大学院を設置するか、この点の基準についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○小林政府委員 職前からのいわゆる旧制大学には大学院が設置されておりますことは御承知の通りでございますが、明年度の予算におきまして初めて新制大学に大学院を置くということにいたしましたわけでございます。この選定

につきましては、実は各大学それぞれ相当の希望があつたわけでございますけれども、私どもとしては、その中で特に水準と申しますか、程度の高いものについて研究課程を設置するということにいたしました。その水準の高さというものでございませぬが、その基礎になる学部の学部の数あるいは学生数等の規模、それからそこで教えておられる教官の充実の度合い、あるいは教官の研究活動の度合い、あるいは地域的な配分というふうなことも考へて、法案に御要求しておられるような数を選んだわけでありませぬ。

○上村委員 次に大学の共同利用の研究所のことでありますが、従来は共同利用の研究所というものは具体的にどういふものがあったのですか。またその運営状態というものはどんなふうであつたか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○小林政府委員 現在国立大学に共同利用の研究所として設けられておりますものは、東京大学に原子核研究所、宇宙線観測所、物性研究所、海洋研究所、この四つがございませぬ。それから名古屋大学にプラズマ研究所、京都大学に基礎物理学研究所、大阪大学に蛋白質研究所といたつてございませぬ。全体で七つの共同利用の研究所が国立大学に付設されております。この共同利用の研究所の運営でございませぬが、これは御承知のように国立大学の先生ばかりではございませぬで、国公私立大学を通じて、また民間の研究所等も通じまして、それぞれ専門分野の研究者の方が共同的に研究し、利用するという構想のもとにできておるものでございませぬ。従つてこの共同

利用の研究所として設けられておりますものは、東京大学に原子核研究所、宇宙線観測所、物性研究所、海洋研究所、この四つがございませぬ。それから名古屋大学にプラズマ研究所、京都大学に基礎物理学研究所、大阪大学に蛋白質研究所といたつてございませぬ。全体で七つの共同利用の研究所が国立大学に付設されております。この共同利用の研究所の運営でございませぬが、これは御承知のように国立大学の先生ばかりではございませぬで、国公私立大学を通じて、また民間の研究所等も通じまして、それぞれ専門分野の研究者の方が共同的に研究し、利用するという構想のもとにできておるものでございませぬ。従つてこの共同

利用の研究所として設けられておりますものは、東京大学に原子核研究所、宇宙線観測所、物性研究所、海洋研究所、この四つがございませぬ。それから名古屋大学にプラズマ研究所、京都大学に基礎物理学研究所、大阪大学に蛋白質研究所といたつてございませぬ。全体で七つの共同利用の研究所が国立大学に付設されております。この共同利用の研究所の運営でございませぬが、これは御承知のように国立大学の先生ばかりではございませぬで、国公私立大学を通じて、また民間の研究所等も通じまして、それぞれ専門分野の研究者の方が共同的に研究し、利用するという構想のもとにできておるものでございませぬ。従つてこの共同

利用の研究所におきましては、それぞ
れの学問の種類に応じて相当規模
の大きい、スケールの大きい研究設備
等がございます。またそれに伴いまし
て研究費あるいは旅費というような予
算が計上されておるわけでございま
す。それらの全体の研究所の運営につ
きまして、研究所長の相談役になるよ
うな諮問機関を研究所の中に設けま
して、研究者の意向が十分その運営に反
映するように取り計らっておるわけ
でございます。実際現在までもそれぞ
れの七つの研究所の運営につきまして
は、共同利用の研究者が各方面から
なり多数この共同研究に実際に参画し
ておる状況でございます。

国立高等専門学校の開設関係の規定
でございますが、この十七校のうち
秋田、富山、米子、松江、呉の五校の
国立高等専門学校については、予算そ
の他の都合で、昭和三十八年度中に準
備を行なつて、昭和三十九年度から開
設することにいたしましたというふう
に、本法律案の提案理由の説明の中で
申されておつたように記憶いたしま
す。法律の建前として、昭和三十九年
度から開設される、しかも予算措置が
ほとんど行なわれていないというもの
について、今度の国立学校設置法の一
部を改正する法律案の中でこれを規定
しておるという事は、これはどうい
う理由によるものか。これがきちつと
できたときに、そのときにまたこの設
置法の一部を改正する法律案を提出す
べきが立法技術上妥当な方法ではな
か

ろうか、こう思うのでございますが、
この点につきましての見解を伺いた
と思ひます。

小林政府委員 確かに今お尋ねのよ
うな方法も考えられることございま
すが、この五校につきましては、実は
私どもは三十八年度において開設した
いという気持で予算折衝等もいたしま
した。その結果、この五校につきま
しても建物を建築するための施設費だ
けが認められております。これに伴
いまして学校開設のためのいろいろな準
備も昭和三十八年度において行ない
たということを考えましたので、法律
案にはつきり記載をいたしました。国
会の御承認を得るならば国が責任を
持つて開設の準備をすることができ
るのではなからうか、そういうふう
に考へまして、この三十九年度開設の五校
についても法律に規定をいたしました次第
でございます。

上村委員 以上で私の質問を終わ
ります。

床次委員長 次会は公報をもつてお
知らせすることにして、本日は
これにて散会いたします。

午後一時四十九分散会